

御菓子

焼まん頭
かき

以上
夕御茶

新豆飯

同日、御用

二日御次詰加
日参

土屋政之進

右御茶方并御活花御用向

引受相勤候様被仰出

但毎歳金貳百疋被下

一御奥通御免

右同人

一御奥附定加

松井庫人

五日

寒露節

夕七時三分

六日夜

始徹蚊帳

○五日、庚寅、晴、暖、今日方九月節入也、朝為伺御機嫌罷出、其節今村文之助殿御

立入始而被罷出候ニ付謁ス、文之助殿者郡御奉行也、午方海蔵寺建仁院様江拜参、
槽下方舟ニ而参ル、堀尾善大夫伴、及暮帰、今日者江波一之御小屋ニ而殿様島本氏

之棒火箭御覽之由ニ而、横水尾筋通船不相成候也、満潮後迄業前有之候趣也

○六日、辛卯、曇後晴、冷氣有実、例時出勤、夕八時過退、辻権太郎義先達而以來

段々御手入方々御穿鑿も有之、行衛不相知候ニ付御扶持切米被召上、妻子之者者御
構無之、尤権太郎義者見当次第召捕候筈ニ被仰出、町御奉行衆へも其段御達しニ相

成候由也、権太郎義御家ニ於てハ誠ニ重々不屈至極之大罪者ニ候得共、天命未及歟、
右之次第ニ而免候者大幸与云へき歟、咄々、夜中慈君森岡後室見舞ニ御出被成也

○七日、壬辰、晴、冷氣俄有力、始而用裕衣、例時出勤、夕八時過退、西向寺江代参

兵藏申付、少将様今日御発駕、千代雄槌拜見ニ参、今晚一貫田御止宿之由、御並様
方始御見立ニ者御出不被成、昨日為御暇乞御登城、御下城掛三之御丸へも御出被為

在也、万之進來、清人も来候由、犀右衛門・五兵衛土産之謝ニ来
○八日、癸巳、曇又晴、午前為伺御機嫌罷出、佐藤益之丞土産贈候謝入来之由、先
年以來追々御武器之方御力入候ニ付而者、三百目玉以下、貳百目玉・百目玉・三拾

匁玉筒等段々御出来ニ而、発煩車・神機車坏都合七挺相調、此度大砲備之稽古始り、
足輕組之者倅組等組合せ其業被仰付、昨日方稽古始候由、当家々来清次郎も其人数

ニ被仰付、出ル也、井上権之丞殿其外御出入之御騎馬筒衆、此間御立入ニ被成候衆
等不殘見へ候由也

○九日、甲午、曇、午前方雨、寒、朝辰鼓頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞

申上、御奥ニ而御宇衛様江も御祝詞申上、御手付殿被下之、已鼓退、木野一馬帰着
歎旁入来、祝酒を饗、辻清人・森岡万之進・平野伝右衛門・岩崎良之進祝詞ニ来、

祝酒を饗、渡部廉之助・高木来助夕方来、茶離ニ対ス、夕熊谷善兵衛就御用向入
来、謁ス、殿様猶又来ル廿日御発駕、奥郡方東郡へ為御回在被成御坐旨被仰出候段

御年寄衆方被申上候由也、夜暖
○十日、乙未、曇後雨、暖、例時出勤、夕八時退

○十一日、丙申、曇、午後纔晴又曇、暖甚、朝之内為窺御機嫌罷出、弓術并貫心流
劍術見物ニ出ル、御並様方御用番様御宅江月々一度ツ、御寄合、文武之御稽古筋被

遊候義去ル七月廿七日此御方様方御始ニ相成候由之処、今日者右近様ニ而御引受被
成候ニ付午後御出被遊、今日者吉村重介講釈御聴被遊候由也

○十二日、丁酉、快晴、暖甚、例時出勤、夕八時過退、夜慈君・家小妙慶院・興徳寺
江参ル、夜山県彦一来

○十三日、戊戌、晴、朝之内曇、湯川新太郎入来、朝素読所講釈江出、直ニ出勤、夕
八半時頃退、今日・明日射場ニ而月次束矢台有之由、清人・万之進度々来、夕酒飯

を饗、北御部屋先達而御解取ニ相成、跡槍術之稽古場ニ相成、南之方江者御勘定所
御馬屋之物置出来、槍場者皆出来ニ而、昨日致見分、殊之外好稽古場ニ成也、夜月
有陰

○十四日、己亥、晴、暖、朝為伺御機嫌罷出、退掛岩崎常介病を訪、惣休者追々快方

路
露丸

廿日

霜降節

暮六時八分

廿二日早晨

いり酒

御皿

蓮根
あふらあけ
木耳
こんにやく
大根

白みそ

御汁

苞豆ふ
粒椎茸
青み

御坪

しめし茸
うすくつ
おろし生姜

御飯

御香物

御平

人參
牛房
飛龍頭
松たけ
白芋茎
輪袖

御菓子

焼饅頭
さわし柿
卷せんへい

以上

夕

御茶

新豆飯

廿三日

竹之御丸ニ而鍋槌殿御病
氣御養生不被為叶、昨日
御卒去被為在候由也、右
ニ付何も表向之御達事者
無之、右者少将様御妾腹
之公子也

何分右足今以不叶之由申、言語等者少も不変候得共、羸體未復様ニ見ゆる也、
進・清人度々来飯、夕酒をも饗、
二葉山御祭礼、当年者右近様御服中、此御方様も
智光院様之御服掛ニ被為在候故御心持之御謹慎ニ而、御痛所之御振ニ而御社詰不被
遊、因而今明日共主水様御社詰被成候由也、
夜慈君・家小・千代雄槌・さよ二葉山
江参詣

○十五日、庚子、曇、冷、
例時出勤、夕八時退、
今日殿様二葉山御社明星院ニ於而御
装束御召替、内通り御社参被遊候由也

○十六日、辛丑、曇、冷、
朝妙慶院江参詣、岡本主馬殿江此間飯魚一頭到来之謝ニ行、
謁ス、何之趣意ニ而被惠候哉難相弁、
例時出勤、夕八時前退、
慈君夜辻江御出、御
宿被成、明日神田社礼之由也、
夕炮術稽古ニ出

○十七日、壬寅、晴、暖甚、
今日東照宮御祭礼、殿様御社参、松栄寺ニ而御装束御召
替被為在候由也、当年者何ぞ御心持之御取捨被為在候御事共ニ哉、未其御趣意を不
聞、御並様方も此間之通主水様計御拜参被成候由也、
千代雄槌朝方辻江行、神田社
江も参、極夕帰ル、兵藏付遣ス也、
海蔵寺隠居当春転宅之歎与申て見へ、酒一樽、
松茸持参被惠、酒飯を饗、暫被咄、
夕為窺御機嫌罷出、
杉岡文磧入来、折柄酒を
饗、
御奥方御山之松茸十五本拜領被仰付、
今日者子氏祭内限祝ふ也、
此間方楠木
霧島甚八方ニ而角力興行致候之由也、
昨夕岩崎室来、常介菟角睨々も無之ニ付、当
時流行之穢多小十郎ニ見せ候処、申方面白ニ付渠藥為服度、就夫差向銀子入用ニ付、
百匁取替くれ候様ニ頼有之、用立候也

○十八日、癸卯、曇、午後雨、暖、
例時出勤、夕八半時頃退、
御二所様不絶少々宛之
御申分被為在、御手医師之御葉時々被召上候得共指而御応しも不被遊候ニ付、
三宅
養春老江御診御頼ニ而今日被罷出、御葉調進被仕也、
素方何も為指御事ニ者不被為
在候也、
於京師芝山様昌姫様当春以来久々御不例之処、夏方者余程御快方ニ被為在
候得共、近頃又々御困り被成、御医師も御重キ御容体ニ被申上候由也

○十九日、甲辰、曇、夕晴、冷気也、
例時出勤、夕八時退

○廿日、乙巳、晴、冷気、
殿様今朝奥郡江御発駕被遊候由、御供御用人八島外守殿之
由也、
夕為窺御機嫌罷出、
射場へ出席、少々致稽古也、
辻清人入来、慈君今晚御
帰被成旨申也、
於竹熱強く腹瀉も有之、困候由、八十槌も軽痢湿之気味有之候得共、
為指義ニ者無之候由、
慈君夜従辻御帰り被成

○廿一日、丙午、晴、冷気、
例時出勤、夕八時頃退

○廿二日、丁未、曇後晴、
誓円廟御祥月ニ付早晨祭祀如恒規相濟、受安廟も奉配祀也、
西向寺参詣不能、代参兵藏申付、
例時出勤、宅ニ而御用向有之ニ付午後退、
昨夕
杉岡文磧来、千代雄槌腹部抔殊外宜敷、夜之駒胎甚敷者何も構者無之、最早捨置候
様ニ申、予此間内腹中撃急強ニ付乞診、藥を投

○廿三日、戊申、晴、暖、
朝御用向ニ付御勘定奉行永田丹解殿江行、応対致ス、大柿忠
次郎殿へ為知之歎ニ行、藏田和太郎へ当夏以来無音ニ付江戸帰着歎旁ニ行、達而留
酒出ル、
為窺御機嫌罷出ル、
今日此度出来之槍術稽古場稽古始之由、夕見物ニ出
ル、御上御臨座も被為在也、今日者先師祭兼合之由ニ而、跡ニ而神酒之振回有之也、

村上家乗 解説文

文久元年

十月、十二月

十月 小

朔日、御年寄野村良之進殿左之通改名有之候由也

野村帯刀

○朔日、丙辰、晴、寒し、例時出勤、夕八時退、森岡万之進來候由、蔵田和太郎東城之御受來、折柄酒を出ス

○二日、丁巳、晴、寒し、朝為何御機嫌罷出ル、夕西向寺江參、島本広右衛門殿江奥詰被仰付候知せ之歎・挨拶ニ參、木野・水谷へ東城帰返礼ニ行、兩家ニ而酒出ル、木野乙松又々此節者熱出、吐乳も有之、氣遣候由也、今日御両家様午後御出、御乗馬之御会之由、御定日之御寄合故御送迎等罷出ニ不及、諸事者御用人中引受也

○三日、戊午、晴、寒し、朝素読所講釈へ出席、夫方直出勤、夕八時過退、森岡万之進來、さよ此節虫動腹痛いたし候ニ付未帰候由申也、妙慶院へ使を以入院之欲を申、昆布料三匁沓封贈之也

○四日、己未、曇後晴、例時出勤、夕八時頃退、夕万之進來、おさよ兎角腹痛ニ而困

五日

立冬

暮六時七分

開衾炉

十日

右近様ニ而久照院様去ル
晦日從京師三原迄被為入
候由之処、今日爰元江被
為入候由也

十一日

殿様益御機嫌好從在方今
日御帰城被遊候由、夜前
矢野村之御止宿ニ被為在
候趣也
且那樣江波へ御出丁、此
砌火術口塞中ニ候へ共、
格別ニ御届被遊候而御出
被遊也

十三日、左之通

二老人半扶持
刀差並引下

藤本浅藏

右此度東城江体術為指南
罷越候様申付、頃合之義
申達候得共、無余儀筋合
を以日延之義歎出、格別
ニ承届置候処、既ニ出足
日限治定之時合ニ至東城
行一円ニ断出、其美小内
難波之訳合も有之趣ニ候
へとも、自己之弁利而已
申出、軽々敷断出候段統
合不宣、甚心得違之義不
埒ニ付

十四日、於正清院文照院
様御法事ニ付、此御方様
御寺詰被遊也

候由、暫話、酒を出ス

五日、庚申、雨、暖、風も吹、雷一声聞、少々感冒之気味ニ而頭痛、悪寒有之、終
日用心致、御機嫌伺ニも罷出、堀尾へ見舞使遣ス、今以眩々無之由也

六日、辛酉、時雨、寒冷、感冒為指義ニ者無之候へ共用心ニ而仕回不致候故出勤不
致、而御用人江案内紙面出ス、おさよ今朝帰ル、木野江乙松見舞使遣候処、今朝
終ニ病死之由也、依而為悔夕方兵藏遣ス、今晚夜半後送式之由、本寺江葬候由也、
玄猪子供戲遊之節、大人打交不風俗之義無之様ニとの御示、并来ル十四日文照院様

御法事ニ付諸事穩便ニ致、火元念入候様ニとの御移檄出ル也

七日、壬戌、晴、寒冷、感冒快候ニ付今日方出勤、例時夕八時迄詰退、西向寺
江兵藏代参申付、朝辻清人入来、明日玄猪ニ付裏門外賑敷可有之ニ付、何れも参候
様ニ被申、尤予ニも参候様ニ与噂も有之候へ共、予者重而可参与辞し置也、夜慈君
・家小・千代雄榎辻江泊掛ニ参ル、おさよも参也

八日、癸亥、晴、寒冷也、朝御用向ニ付御勘定奉行西村保五郎殿江参、謁ス、帰掛
御機嫌伺ニ出ル、玄猪之祝、家小・千代雄榎・さ代夜中從辻帰ル、慈君者御残被
成也

九日、甲子、雨、夜前以来又々悪寒之気味有之、頭痛も少々致、此間之感冒未透与
無之様ニ存候故、杉岡文磧へ薬を乞、依而出勤不致、御用人中江及案内也、万之進
見舞入来

十日、乙丑、晴、暖、今日者午後悪寒之気味軽、頭痛も罷也、辻清人為見舞入来、

岩崎常介昨日以来、杉岡文磧来診、為指事ニ者無之候得共、少々熟者有之、此
節流行事之由、明日一日致用心、明後日之心持次第ニ而仕回致候様ニ与申也、夜桑

原吉郎ニ岩崎へ見舞候由ニ而来話ス

十一日、丙寅、晴、寒し、今日者尚又快方ニ者候得共、いまた透与邪氣不去様ニ覚
候故終日致用心也、庭北之木ねり柿此節色麗敷相成候ニ付、廿五顆御與江差出、渡
辺其外近隣江も少々宛贈也、夜御與方御到来之御着之由、大口蝶切身御頒賜被仰付
也、久照院様方御到来之由也、且那樣今日江波江棒火矢御稽古ニ御出被遊由也

十二日、丁卯、晴、暖、午後褥を徹、悪寒之気味快方也、朝辻清人入来、慈君夜
辻方御帰被成、夜中長武左衛門来話、渡辺雅登為見舞入来

十三日、戊辰、曇、暖、今日者快起候得共猶悪寒之気味有之故月代致用心也、矢
野犀右衛門・三宅内外・松本良伯為見舞入来、松本良伯者暫話候ニ付、折柄有合之
酒を出ス、夜微雨、暖甚

十四日、己巳、時雨、今朝理髮、月額を鬘、弥快然也、午前為窺御機嫌出仕、甚段
御用人江紙面を以案内也、夕文磧来診、最早快旨申也、小倉恒助姉、御歩行
組長屋市之進後妻ニ縁組、一昨夜引越候由、欲使遣ス也

十五日、庚午、晴、暖、例時出勤、夕八時退、森岡万之進・波多野清太郎来也、去
ル朔日月次御礼御回在御留守ニ而相止候ニ付、今日被為受候由、今朝且那樣御登城
被遊也

十六日、辛未、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夕方岩崎常介・堀尾善大夫病氣を

廿日

小雪節

夕七時三步

廿二日、素読所講釈孝經卒業、今日方近思録始候也

少將様去ル五日御着府被遊候由、御供御中小姓渡辺一之進殿、御道中何れ之御泊所ニ而歟自滅被致候処、薄手ニ而不至絶命、全乱心之振を以先達而御戻しニ成、追々平愈之由、其実乱心ニ而者無之、川留ニ被阻、無挺御供落ニ相成候を傍輩之衆過而侮弄被致候を心外ニ存候而右之次第ニ被及候事之由、いまた至而未熟之人之由也

訪、夫方妙慶院江參、木野へ悔ニ行、酒出、夜ニ入帰、常介先居合居候由、善大夫昨今余程快方之由也

○十七日、壬申、晴、寒、朝貫心流劍術見物ニ出ル、御機嫌伺ニ出ル、慈君午前方藏田へ御出被成、達而留候由ニ而入夜御帰被成、響有之候由也、今朝地震有之候由、予不覚

○十八日、癸酉、晴、寒、例時出勤、夕八時退

○十九日、甲戌、晴、寒冷稍加、例時出勤、夕八時過退、朝辻清人入来、町寺ニ菊細工有之候由、千代雄槌昨日見物ニ參也、家小夜來風邪之気味ニ而少々腹瀉も有之、臥

○廿日、乙亥、晴、暖、休日ニ付朝之内為伺御機嫌罷出、岩崎常介先此節者居合候而快方之姿ニ有之候由也、家小今日者快起、小雪、十月中、夕七時三步、夕方梅梢院様方御拝領物被為在、右ニ付波江舎人殿江予罷越候積ニ而御館江出候処、思召ニ而御用人中被相越候ニ付予ハ不及參、退也、夕島本広右衛門殿來儀、調入、被相頼義有之也、極夕八島周軒老來儀、鬼橋図之掛軸を貸くれ候様ニ与被申、用立ル、先日周伯老來儀之序人一覽候ニ付而也、慈君夜松田江御出、御宿被成也

○廿一日、丙子、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、慈君夜從松田御帰被成、万之進來候由也

○廿二日、丁丑、晴、暖、曉來雨一過、雷鳴三声、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕八時過、京都芝山様方中元之御祝御差合ニ而御延引之由、麻布呂敷・扇五本拝領仕ル、如例御奥通り來、老女迄御受申出ル也、佐藤益之丞母方異父之伯母此間病死、

母子共差合之由ニ付今朝吊之、西向寺不能參詣、代參兵藏遣入、夜家小・千代雄槌夜中榎木野へ參宿

○廿三日、戊寅、曇時々雨、寒冷有実、午後為窺御機嫌罷出、家小・千代雄槌夜中從木野帰、々掛森岡へ後室見舞ニ卒与參候由也

○廿四日、己卯、晴、朝有霜、冷強、妙円廟御祥月也、西向寺江兵藏為參、夕万之進來話入

○廿五日、庚辰、晴、朝有霜、寒冷強、例時出勤、夕八時退、夕木野一馬何角之挨拶入来、酒を響、入夜迄話入、今朝湯川兵馬殿來儀、調入

○廿六日、辛巳、曇、夕晴、朝冷後暖也、朝夕香取流槍術稽古場へ見物ニ出ル、午後為窺御機嫌出ル、森岡万之進來候由也

○廿七日、壬午、晴、朝冷強、有霜、例時出勤、夕八時退、西向寺江代參兵藏遣入、千代雄槌昨日方ほろせ之如きもの腰脚へ發、熱も有之ニ付杉岡文碩診を乞、ほろせ之發ハ宜、邪熱無之由申、薬を惠也、慈君も少々御風邪氣ニ付薬を御乞被成、夜大島五兵衛御用向ニ而來、暫話入

○廿八日、癸未、晴、暖、例時出勤、夕七時過退、御武具藏内之御腰物段々紛失、昨今色しらへ有之候得共所詮不相分候由、甚奇怪之事也、依之小林大右衛門差向留被申付、其外足輕之者不殘部屋留之申付有之也、今朝辻清人入来

○廿九日、甲申、雨、暖、朝島本広右衛門殿來儀、調、同方才難事ニ付内々被頼候義有之、夕又紙面到來、紅魚一尾被贈也、辻清人入来、此義昨記之誤也、夕為窺御機嫌

罷出

十一月 小

○朔日、乙酉、晴、例時出勤、夕八半時頃退、例年之通知行物成并足輕御切米共渡ル、槍持料も半方渡、当春之通一倍増渡也、但二月与当月迄兩度ニ半方四拾匁ツ、渡也、今日世羅米石ニ付百拾三匁之相場ニ立候由、当春ハ式百四拾匁余之相場ニ有之処、当秋追々下落、此節ニ至俄ニ石之通下落、御家中一統大ニ難渋之由也、何分諸国共豊作之趣ニ而、他国米多分入津有之由也、夕万之進来話

○二日、丙戌、晴、風吹、寒冷、午後為伺御機嫌罷出、退掛星野武平次方物見江參、御城内乗馬を致見物也、北明地馬揃ニ而、北御門方西御門江出、夫方横町ニ而東西江分レ、西者井ノ口、東者船越迄乗切、掃掛者南御門方入、角之御櫓下ニ而一番掃方次第ニ着到之記有之、御覽ニ出候由、殿様ニ者角ノ御櫓方御覽被遊候趣也、今日者九曜之間大席辺不残被參候由也

○三日、丁亥、晴、寒冷強、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕八時過退掛御作事諸品見分、北中御櫓等江も參、申鼓掃宅、夜前夜半比、岩崎方常介病氣不出來之趣為知來、早速家來遣ス、今曉七時前終ニ物故之由也、猶又使を以見舞申遣ス也、尤兵藏者始方直ニ見合させる也、今朝四時比死去之披露有之、此間以來者先居合宜敷趣ニ而無沙汰致候趣、昨夕方追々容体変、急ニ悪敷相成候之由也、夜中九時葬式、家來を會せしむ、寺者明信院也、今夕万之進来話、酒飯を饗ス

四日、岩崎故常介法名左之通
一乘院大仙淨徹居士

○四日、戊子、晴、寒冷強、例時出勤、九半時頃退、出勤掛岩崎江悔ニ行也、退出後於宅長東市郎右衛門・三宅内外・渡辺四郎右衛門・村井虎次郎を呼寄、御武具藏中紛失物之一義承料、渡辺雅登・佐藤益之丞も立合也、御用掛桂辰馬・平野伝右衛門も致加席、虎次郎間斜之節者矢野厚右衛門も立合也、入夜相濟

○五日、己丑、晴又曇、午前方時々遠方雷鳴、及薄暮雨俄ニ降、雷數声、電光強、變氣也、午前為窺御機嫌罷出、今日方御武具方足輕共宅之表ニ而問訊有之、場所構者昨日調也、御用掛者辰馬・伝右衛門・岩崎瀬平也、予も蔭方内問致ス也、及暮濟、杉岡文續來診、予此間方又々面脚腫氣有之様ニ覺、藥を乞候ニ付而也、決而水腫ニ者無之、又不回リ之事与申也、辻清人入來、風呂を建

六日、夜前之風雨雷電之頃、梅梢院様從宮島被為入掛海上ニ被成御座、殊之外御船荒、御船方大ニ心配有之、辛して廿日市江御着船ニ相成、誠ニ御危事ニ而有之し由也

○六日、庚寅、晴、寒冷強、例時出勤、九半時頃退、今日も表ニ而問訊有之、夜桑原吉郎二入來、今朝以來御武具藏紛失物追々御手掛出來候趣、御駕籠定出人和三義甚疑敷趣ニ而夜中急ニ被召捕也、其節御手人御人少ニ付、家來森島兵藏も御雇ニ而捕手之人数ニ加リ參ル也、右御用向ニ而終宵不眠

七日、和三盜取候鉛并同丸之目方、後ニ約り候趣ニ而八拾貫目余ニ相成候由也、夫程之事一円是迄ニ不心付者御武具方之辻關といふへし

○七日、辛卯、晴、寒冷強、朝西向寺へ兵藏代參申付、例時出勤、夕九時過退、和三義今曉以來問訊有之候趣、全渠吾人之所為ニ而、合鑑を拵、当春以來夜中度々御武具藏へ忍入、御腰物六腰、同白鞆入三本、其外輪東廿四鉛并御手当用玉鉄炮玉杯多分取出候趣追々及白状、扱々不埒至極之強盜也、家小夜前以來頭痛ニ而困り臥、血分之事与被考也

○八日、壬辰、晴、朝有氷霜、寒冷強、夕為窺御機嫌罷出、昨今共和三問訊、今日者

十四日、此間御牽入之御馬名左之通

卷絹
ムラカラス
群鴉

右兩匹御繫入二而、復近年之通り六牽之數二成也

同日、辻八十槌江左之通祝ひ贈

一 奈良持大小 一 腰

但下緒共

一 肴 一 鉢

十五日

一 矢野犀右衛門

右自今已前之通專御勘定所へ出勤候様被仰出

一 得井満四郎

右当分御作事奉行動向引受被仰付

一 長束吉之進

右当分御趣法役所出勤、

時々御作事所御用向も手厚ニ申談候様被仰出

右之外去ル七月方十月中迄諸武芸出精之輩へ度敷

多少ニ依而夫々御褒美被下也

十六日

月帯蝕

二分

拷問ニ及候処、何分不一応大胆者之様子也、右ニ付御武具方之足輕共者皆々御不審明白ニ成、困留・部屋留等も昨夕悉被免、掃宅被申付也、岩崎当座法事之由、昼慈君御出被成候様案内有之候得共、御断ニ御出不被成、家小今日者快起

○九日、癸巳、曉来雨、午後者時々歇、寒冷強、夜前おさよ森岡へ行、例時出勤、夕申鼓退、御武具藏紛失之御道具類、大切之御品不殘今日迄ニ戻り合、窃恐悦を唱る也、慈君今晚以来御腹合惡敷御平队被成也、今朝岩崎法事、明信院江清次郎代参申付、法事中為詰、代香申付ル也

○十日、甲午、晴又曇、寒、夜雨、例時出勤、夕八時過退、辻清人入来、タル十五日八十槌袴着初致内祝候間、何れも参候様ニ与申置候由也、夜三宅内外を呼、申談義有之也、慈君今日ハ御快起被成也

○十一日、乙未、曇、寒冷強、午時為窺御機嫌罷出

○十二日、丙申、曇、温、夕方雨、朝方之進來、例時出勤、夕七時退、夜慈君・家小岩崎へ悔ニ行、おさよ森岡方帰り来、吟味方之輩日々及暮まで致心配候ニ付、夕方御用済魚酒を饗スル也

○十三日、丙酉、晴、暖、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕七時退、御宇衛様今晚御泊掛ニ御里様へ御出被遊也

○十四日、戊戌、晴、暄、午為窺御機嫌罷出、堀尾へ見舞、善大夫熱者最早透与快候得、跡之傷未復、兎角息切等有之、被困候由也、夕御乘馬江出、此間御牽入之御馬を致拜見也、御前今夕主水様へ御招ニ而御出被遊也、夕辻江東城帰着以来何角之謝、且

明日者八十槌袴着初之欲旁ニ行、有饗、入夜帰ル、平野伝右衛門も行也、藤川へ寄湯川兵馬殿江当秋棗被惠候謝ニ行、申置也、慈君今晚方辻江御出被成、千代雄槌も行、宿ス也、初而母を離、他へ宿也、木野方来ル十七日岳母君一周忌法事之案有之也、夜半方雨降

○十五日、己亥、雨、暖、例時出勤、夕八時半頃退、千代雄槌午後辻方帰ル、家小千代雄槌今夕方木野江行、尤家小行掛興徳寺江参候ニ付、駕籠ニ而行也

○十六日、庚子、曇、寒、例時出勤、夕八時半頃退、夕方妙慶院江参、興徳寺江も参、夫方木野へ行、丹羽庄藏、藤川甚吉郎会、非時酒出ル、寺者早く済候由也、入夜帰ル、渡辺内室夜前安産、男子出生之由、使を以欲申遣ス也

○十七日、辛丑、雨、寒、朝興徳寺江兵藏代参ニ遣ス、午後御機嫌伺ニ罷出、朝辻清人入来、慈君今晚御掃被成由申也、御駕籠定出人和三問訊約、昨日口書読聞濟、今日御扶持切米御取揚、家財關所御裁許有之迄佐伯郡石内村ニ於て入牢被申付、妻子之者共今日中ニ白鳥御門番引払被申付、和三者囲之前ニ而革田江引渡、繩を掛曳掃候由也、御目付三上和多理殿見へ謁ス、長持借用被仕候御挨拶也、且那樣今日学問所方直ニ御船屋敷御茶屋へ御出、船歌御透聴被遊候由也、夜慈君辻方御帰、家小・千代雄槌木野方帰ル也

○十八日、壬寅、雨、暖、例時出勤、夕七時頃退、夕長武左衛門来、米壹苞来春迄無心之義申聞、諸置也

○十九日、癸卯、雨歇、寒、午後晴、夕又雨、例時出勤、夕七時前退、杉岡文磧入来

之由、家小鬼角不食、時々腹痛等致候付診を乞候処、全不回り且疣虫之事与申、葉致加減候由也

○廿日、甲辰、晴、寒、午為窺御機嫌罷出、風呂を立

○廿一日、乙巳、曇、夕雨、寒、冬至也、例時出勤、夕七時前退、夕冬至之祝、受安廟御祥月也、朝御菓子、夕御茶献ス、佐藤益之丞風邪ニ而煩之由

○廿二日、丙午、晴、温、西向寺參詣不能、代參兵藏遣ス、朝水谷八十郎入来、大小修覆之義ニ付頼事有之、例時出勤、夕七時前退、昨夕佐久間榮殿門弟を連、槍術稽古ニ御場所へ見へ、主水様内方も十人計来候由、何分槍術場所殊之外繁昌也

○廿三日、丁未、曇後晴、寒冷強、朝槍見物ニ出ル、巳鼓頭為窺御機嫌罷出、渡辺江安産之欲・見舞旁ニ行、岩崎喪中を訪、夕杉岡文磧来診、予心下今少不宜候ニ付、今暫服藥致候様ニ与申也

○廿四日、戊申、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時過退、夕西向寺江參、夫方森岡江行寛話、入夜婦、酒飯出ル、後室も先近頃者這而兩便所程江者被行候由也、今朝万之進來、同人勝手向只様借財嵩、逼迫至極之由ニ而内談有之、予も是迄不絶少々宛合力も致遣候得共、何分世帯向取締一際嚴重ニ趣法を立不申候而者迎茂始終之取続者出来不申○ニ付屹度致分別候様ニ及教誨置也、渡辺雅登昨日參候謝ニ台所迄入来之由

○廿五日、己酉、朝雪飛、寒冷強、後晴、例時出勤、夕八半時過、桑原吉郎二人入来、例年之通餅米之義頼也、夕万之進昨日之謝ニ来、酒飯饗、貫心流稽古江細六郎門

御奥御鎮守社御火焚之御供物、例年之如老女方惠越也

廿五日、人名左之通

細六郎

佐藤勘次郎殿

森脇幸太郎

可兒英三郎

岡部薦之助

右佐藤者士列也、其余御步行組也、何れも當時之達者組之由也

弟を連今日始而稽古ニ来、跡ニ而酒を被下候ニ付、当家表次之間を沢崎幸右衛門方借用之義申聞、同所へ參候ニ付、折柄出而及挨拶也、右者幸右衛門方願出候而、全同人頼候振ニして此後者定日を極来くれ候筈也、檜垣他人吉母昨日病死之由ニ付、使を以吊

○廿六日、庚戌、晴、寒冷強、昨夕以来風邪之氣味ニ而頭痛・悪寒有之候故臥、依而今日御機嫌伺不罷出、岩崎良之進入来、石塔之文字之義を頼、諾置也

○廿七日、辛亥、晴又時々曇、寒冷強、風邪不快ニ付不致出勤、終日平臥、依而右之段御用人中江紙面を以及案内也、休誓廟御祥月ニ付献菓子、御茶者例年之仏事ニ付御惣容江献候故別ニ不献、今日如例年煮込を製候之故、兼而清淨ニ為製候而、初穂を家内方与して御奥江御内々差出ス也、島本広右衛門殿方此度棒火箭御免許被申上、今日午後御相伝無御滞相濟候由、奉恐悦也

○廿八日、壬子、晴、寒強、風邪快候ニ付今日方致出勤、例刻出、夕七時前退、右近様方御到来之三原大根二根御奥方御頒賜被仰付也、告于廟

○廿九日、癸丑、朝曇後晴、寒冷強、午後為窺御機嫌罷出ル、朝辻清人入来、世帯向之義ニ付有内談、夜又来、酒を出ス

十二月 大

朔日、御先靈御法名 慈眼院釈覺性利門居士

○朔日、甲寅、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退、極夕万之進來話、酒を饗ス、今朝水谷八十郎入来、大小修覆之義弥治定之頼有之也、当年者昨秋之不熟ニ付春方御

慈光院釈智寂妙円大姉

右御元祖御二所

普照院釈実道誓円居士

普観院釈受安妙喜大姉

右二代目御二所

大融院釈宗念潤誓居士

大教院釈休誓妙順大姉

右三代目御二所

釈慈雲智海童子

釈幼利妙貞童女

知行所御仕向筋不容易義二付、御撫育筋之義ハ弥増不被為任御所存候得共、色々御

差繰を以当暮之所も昨年之振合を以御扶助渡之員数少々御取捨有之、御仕向可

被下之旨今日被仰出也、諸銀渡物員数増之義も、当秋以来米価俄ニ及下落、諸色之

直段引下ケ候品も有之ニ付而ハ、御売米之御差配御不都合ニ相成、最早被差止外者

無之候得共、格別之御趣意を以当暮丈ケ者先其儘是迄之通増御仕向被下候之旨も席

達を以被仰出也、当秋東城江罷越候節、徳了寺ニ而約シ置候趣も有之、同寺ニ有之

御先靈之位牌相調候含ニ付、左候へ者夫々御院号追贈致度段過日及駆合置候処、今

日右返書相達、如頭書夫々御院号調来候也

○二日、乙卯、朝雪積寸許、寒冷強、後晴、夕為窺御機嫌罷出、田中実五郎妻男子

を誕候由也

○三日、丙辰、曇、寒冷強、例時出勤、夕申鼓前退、朝方之進來

○四日、丁巳、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退

○五日、戊午、晴、寒冷強、朝貫心流稽古見物ニ出ル、細六郎門弟之面々何れも達者

ニ見ゆる也、夜御奥へ軍書読罷出候ニ付聴聞ニ出ル

○六日、己未、晴或曇、寒冷甚、例時出勤、夕七時前退、寒入也、昨夕矢野犀右衛門

就御用向入来、折柄森岡方之進世帯向世話之義同人方頼候由ニ而内々相談有之、厚

相頼置、且当家方取替物趣法中浮置等之義承込也

○七日、庚申、晴、寒威強、朝凝、例時出勤、夕八半時過退、御扶助米切手渡、家

来之分も同断、今日久芳巻歩米百三拾式匁相場ニ立候由、先月朔日方者余程進也、今

朝西向寺江兵藏代参申付、夕水谷八十郎来、又木野一馬法事之謝入来、酒を饗ス

○八日、辛酉、朝有雪、寒威強、後晴、又曇、午後為窺御機嫌罷出ル

○九日、壬戌、晴、寒威強、例時出勤、夕七時退、且那樣今日四時御登城、昨年御拜

領之御判物御拜見被遊候由、寒氣之御機嫌も御窺被遊候由也

○十日、癸亥、晴、寒威強、例時出勤、夕七時退、出勤中名倉求馬入来、慈君御齒を

抜具候由

○十一日、甲子、晴、寒氣強、冷甚、朝為窺御機嫌罷出ル、京都高謙院様江如例年

寒中御機嫌窺幾田迄書状今日船便ニ差出し、海苔百枚御内々差上ル、尤昨年迄ハ同

勤申値ニ而差上候得共、当年者御用人中者別也、東城江明日送便有之候ニ付、徳了

寺江鉢米料五匁如例相備、且同寺・宮崎・松本屋江如例海苔三十枚宛送ル也、御武

具藏御道具類紛失一件ニ付、今夕如頭書被仰付有之也、坪内久米之助寒氣見舞入来

之由

○十二日、乙丑、晴、寒威加嚴、朝辻清人入来、妹先日以來持病之脇痛差起、兎角致

難義、山中碩庵老葉を服、神田へ祈念等をも頼、少々者居合候之由、お竹も熟有之、

食不進ニ而臥居候由也、例時出勤、夕七時過退、慈君夜辻へ見舞ニ御出、御宿被

成也、相庭静、土屋政之進寒氣問安入来之由也、佐々木直馬来戌六月迄米一俵無

心之義申来、貸遣ス也

○十三日、丙寅、雪降、寒甚、朝素説所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八半時頃退、今

日佐藤勘次郎殿并森脇孝太郎・可児英三郎・岡部薦之助為御立入見候ニ付、出而謁

慈光院釈智寂妙円大姉

右御元祖御二所

普照院釈実道誓円居士

普観院釈受安妙喜大姉

右二代目御二所

大融院釈宗念潤誓居士

大教院釈休誓妙順大姉

右三代目御二所

釈慈雲智海童子

釈幼利妙貞童女

知行所御仕向筋不容易義二付、御撫育筋之義ハ弥増不被為任御所存候得共、色々御

差繰を以当暮之所も昨年之振合を以御扶助渡之員数少々御取捨有之、御仕向可

被下之旨今日被仰出也、諸銀渡物員数増之義も、当秋以来米価俄ニ及下落、諸色之

直段引下ケ候品も有之ニ付而ハ、御売米之御差配御不都合ニ相成、最早被差止外者

無之候得共、格別之御趣意を以当暮丈ケ者先其儘是迄之通増御仕向被下候之旨も席

達を以被仰出也、当秋東城江罷越候節、徳了寺ニ而約シ置候趣も有之、同寺ニ有之

御先靈之位牌相調候含ニ付、左候へ者夫々御院号追贈致度段過日及駆合置候処、今

日右返書相達、如頭書夫々御院号調来候也

○二日、乙卯、朝雪積寸許、寒冷強、後晴、夕為窺御機嫌罷出、田中実五郎妻男子

を誕候由也

○三日、丙辰、曇、寒冷強、例時出勤、夕申鼓前退、朝方之進來

○四日、丁巳、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退

○五日、戊午、晴、寒冷強、朝貫心流稽古見物ニ出ル、細六郎門弟之面々何れも達者

ニ見ゆる也、夜御奥へ軍書読罷出候ニ付聴聞ニ出ル

○六日、己未、晴或曇、寒冷甚、例時出勤、夕七時前退、寒入也、昨夕矢野犀右衛門

就御用向入来、折柄森岡方之進世帯向世話之義同人方頼候由ニ而内々相談有之、厚

相頼置、且当家方取替物趣法中浮置等之義承込也

○七日、庚申、晴、寒威強、朝凝、例時出勤、夕八半時過退、御扶助米切手渡、家

来之分も同断、今日久芳巻歩米百三拾式匁相場ニ立候由、先月朔日方者余程進也、今

朝西向寺江兵藏代参申付、夕水谷八十郎来、又木野一馬法事之謝入来、酒を饗ス

○八日、辛酉、朝有雪、寒威強、後晴、又曇、午後為窺御機嫌罷出ル

○九日、壬戌、晴、寒威強、例時出勤、夕七時退、且那樣今日四時御登城、昨年御拜

領之御判物御拜見被遊候由、寒氣之御機嫌も御窺被遊候由也

○十日、癸亥、晴、寒威強、例時出勤、夕七時退、出勤中名倉求馬入来、慈君御齒を

抜具候由

○十一日、甲子、晴、寒氣強、冷甚、朝為窺御機嫌罷出ル、京都高謙院様江如例年

寒中御機嫌窺幾田迄書状今日船便ニ差出し、海苔百枚御内々差上ル、尤昨年迄ハ同

勤申値ニ而差上候得共、当年者御用人中者別也、東城江明日送便有之候ニ付、徳了

寺江鉢米料五匁如例相備、且同寺・宮崎・松本屋江如例海苔三十枚宛送ル也、御武

具藏御道具類紛失一件ニ付、今夕如頭書被仰付有之也、坪内久米之助寒氣見舞入来

之由

○十二日、乙丑、晴、寒威加嚴、朝辻清人入来、妹先日以來持病之脇痛差起、兎角致

難義、山中碩庵老葉を服、神田へ祈念等をも頼、少々者居合候之由、お竹も熟有之、

食不進ニ而臥居候由也、例時出勤、夕七時過退、慈君夜辻へ見舞ニ御出、御宿被

成也、相庭静、土屋政之進寒氣問安入来之由也、佐々木直馬来戌六月迄米一俵無

心之義申来、貸遣ス也

○十三日、丙寅、雪降、寒甚、朝素説所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八半時頃退、今

日佐藤勘次郎殿并森脇孝太郎・可児英三郎・岡部薦之助為御立入見候ニ付、出而謁

十一月夕七時

一閉門

長東市郎右衛門

一御叱

差扣

三宅内外

右兩人此度御武具藏納ニ

相成居候御腰物類致紛失、

依之恐入申出之趣、達御

聴、右者全元御駕籠定出

人和三所為二而、去年以

来度々御藏内へ忍入、太

切之御品柄等余多盗出候

趣、同人問訊之上及白状

候処、斯程之義是迄其心

付無之候段甚以不念之義

不埒ニ付

但内外分末文候段甚不

念ニ付与申文言之由也

一叱

小林大右衛門

小畑甚藏

右御趣意凡前同様、文言者少々替ル也

一 恐入不及其義

二 已後心を付候様

渡辺四郎右衛門

一 此度之義ニ付

二 御沙汰者無之候へ共

已後心を付候様

村井虎次郎

一 無構

二 已後心を付候様

小畑来三郎

桂喜三太

也、山県彦一入来、々戌八月迄米老儀無心中聞、諾置也

○十四日、丁卯、曇時々雪飛又時々晴、寒気午後者少々紆、朝之内者嚴凝也、巳鼓後右近様・主水様へ寒御機嫌伺罷出、右近様ニ而御客对佐分利軍左衛門、主水様ニ而御出頭中村忠左衛門調、井上市太郎・脇本武兵衛・熊谷善兵衛へ寒気問安ニ行、久留彦兵衛へ当秋東城行之節之謝、庫介先頃京都江參、無滞帰候欲旁ニ行、丹羽庄司・坪内久米之助へ見舞、夕為窺御機嫌罷出、御奥ニ而御召物致見分也、其節御宇衛様方八十野を以千代雄槌江御内々被遣候様与の事ニ而、縮緬形式尺余頂戴仕ル也、帰而告于廟、千代雄槌ニ為頂也、伊勢三村梶助大夫方如例御祓・年曆・熨斗炮贈来也

○十五日、戊辰、晴、朝凝、後寒気紆、例時出勤、夕申鼓前退、夕槍術稽古見物ニ出ル、今日稽古納之由ニ而香取大明神之神酒を頂候様多喜登申聞、少シ致頂戴也、御上御臨坐も被為在出席多く、殊之外賑敷事也、今朝辻清人入来、妹日之内者床を離候へ共、夜中者矢張拘纏有之、困候へ共大体快方之由也

○十六日、己巳、快、朝嚴凝、午後も寒威強、例時出勤、夕七時前退、妙慶院參詣怠代參兵藏遣入也

○十七日、庚午、晴、寒気冽、当年者遷徙後ニ付煤掃者不致、今日惣掃除を致入也、夕為伺御機嫌罷出、松本三珠先日産母病死之見舞申遣候謝入来、丹羽庄藏・三宅吉左衛門・山県虎之丞・松尾角左衛門・野原八右衛門等寒気問安入来之由、庄藏者調入

○十八日、辛未、晴、凜冽、例時出勤、夕七時退、野口金兵衛寒気問安来、夕有地震、夜万之進來

○十九日、壬申、晴、寒気纒紆、今日者宅ニ於て御用向有之候ニ付、朝之内為窺御機嫌罷出、大崎喜和馬・伊藤越人問安入来之由、横地代太郎殿方紙面を以紅魚一頭■昨夕被惠、先達而御趣法役所ニ而借用銀調候謝也、今朝返書ニ挨拶申遣入也、宅ニ而御用向有之ニ付、大島五兵衛已鼓頃方来、及暮相濟、去ル七日江戸大火、薩州侯御屋敷辺方芝本町四丁不残浜手迄焼、夕申刻方焼出、夜戌刻及鎮火候由也

○廿日、癸酉、曇、午後霰飛、寒威強、例時出勤、夕七時頃退、石井寿兵衛寒気問安入来、島本広右衛門殿・岡本主馬殿同断来儀

○廿一日、甲戌、晴、寒威強、如昨年今朝餅を製ス、小人三次来、助ル、実五郎者当年者不快ニ而不得来候由、小人岩吉も自分与して来、助ケ候由、小倉恒助母・平野娘を手伝ニ頼心也、例時出勤、夕七時退、波多野権祐来候由、熊谷善兵衛入来之由、右寒気問安也

○廿二日、乙亥、曇、寒気紆、例時出勤、夕七時前退、岡島平之進問安入来、夕久留乙次郎入来、餅を饗、夕万之進來、おさよ連帰ル也、昨夕御役料渡ル、当暮ハ九歩五厘倍増渡、二月十五日方日割増ニ而四百六拾三匁四分七厘渡ル也、夕方殿様御拳ニ而御初獲之雁菅羽御内々御拝領被遊、御広式重役衆方予迄為持来也、右ニ付為御礼池内次郎左衛門江渡辺雅登被相越

○廿三日、丙子、晴、寒気強、例時出勤、夕七時過退、丹羽庄司・伊藤徳之助・水谷八十郎・小島左源太等寒気問安ニ来ル也、今日者毘社門天御命日ニ付、御趣法役所出

廿二日、西向寺江參詣不能、代參申付也

廿一日

大寒節

夜四時

廿三日、御奥江左之通差

上

一 西施舌 九箇

直十一匁七分

勤之面々江右神酒之意二而一陶一肴を饗スル也、此節者何れも日々薄暮迄相詰致心配候ニ付慰勞旁右之通也、昨日御拜領之雁御開キ、御歳忘旁夜中御奥江被為召、御酒肴頂戴仕、亥鼓後退、千代雄槌も召連罷出候様ニ被仰付、召列出ル、御懇意之段奉感戴也、京都高謙院様方御書戴、不相更寒氣御尋御歳暮として、白雪こんぶ・屠蘇・春盤・菓子拜領仕ル也、今日御奥江昨年之振を以御内々みる具御慰ニ差上ル也、御用人中方も御肴被上候由也、当年も御世帯御六ヶ敷中方先達而御仕向米も被下置候得共、米価下落ニ付而八一統難涉之趣御氣毒思召、右米価之義ニ付而ハ御世帯之処も格別御難涉ニ候得共、種々御差繰を以少々ツ、御心付米近年之振合を以可被下旨今日被仰出、一統忝仕合ニ奉存也、但右者一昨年之通九斗物与申分之御心付米也、近年御屋形回り御庭内御稽古場等ニ而毎時紛失物有之趣ニ付、此度和三義不埒之筋有之折柄、惣体之処も御糾明も可被在答ニ候へ共、御趣意も有之、其義ニ者不被及候間、自今何れも志を改、正道ニ御奉公仕候様ニとの御趣意ニ而、御綿密之御移檄出ル也

○廿四日、丙丑、曇、朝有雪、寒威甚強、岩崎良之進忌明之由ニ而何角之返礼ニ来、例時出勤、夕七時前退、夜中矢野屋右衛門・大島五兵衛・平野伝右衛門を呼、昨日毘沙門天祭日之神酒を饗、及寛話也、寒氣間安少々入来有之、西向寺へ兵藏代参申付、おさよ夜中来ル、迎二人遣ス也

○廿五日、戊寅、晴又曇、時々雪飛、例時出勤、夕七時過退、今日御心付米渡、九斗頂戴仕ル也、相場世羅米ニて百四拾弍匁之由也、浅野助九郎殿方寒氣見舞与申而

大鱈一尾被惠、藤川甚吉郎・武内保之進入来

○廿六日、己卯、曇時々雪飛、夕晴、寒威転厳也、例時出勤、夕七時一応退、入夜六半時過御勘定所へ為御銀見分出勤、無程相済退、今日限ニ而御用部屋・御勘定所共御用向相済、廃休也、岩崎良之進今日跡目被仰付、使を以敬申遣ス也

○廿七日、庚辰、晴、又時々雪飛、寒威冽然、嚴凝也、巳鼓頃為窺御機嫌罷出、於石内村罪人和三義夜前九時頃急病致牢死候由也、西向寺江兵藏代参申付、慈君夜從辻御帰り被成、お梅も追々快方ニ而、此節者食餌も二椀程者給候へ共、いまた透与者不致候由也、奥田次郎・三宅益登・山県虎之丞間安入来

○廿八日、辛巳、朝雪降、嚴寒、後晴、朝為窺御機嫌罷出、未鼓頃方出、浅野助九郎殿江此間肴被惠候謝ニ行、岡本主馬殿を訪、西向寺・妙慶院江十六日・廿二日参詣之怠、歳暮参旁ニ参、水谷・木野江寒氣間安ニ行、暮頃帰、木野ニ而酒出ル、島本広右衛門殿江も過日到来物之謝旁行也

○廿九日、壬午、晴或曇、寒氣嚴、凝強、風呂を立、浴、近所も来浴、夕為窺御機嫌罷出

○卅日、癸未、晴、寒威紓、夕八半時頃方為歳末之御祝詞罷出、御登城前於御居間御祝詞申上、夫より御奥江も罷出、御宇衛様江御祝詞申上、御目見被仰付、御手付熨斗被下之、朝辻清人入来、夜万之進為祝詞来、家内打寄共々歳暮之盃を伝ふ、当年者御恩庇を以広キ屋敷ニ而家来も多、賑敷歳暮也、不相更田菓を製祝ふ、長束市郎右衛門も折柄来、酒を饗ス、当年者春来物人多、且秋以来米価俄ニ下落等ニ而、家

廿六日

御切米八石
式人扶持
御小姓組本格
勤向只今迄之通
常介跡目
岩崎良之進

廿八日

牢舎 和三

右重罪不屈至極ニ付嚴重之御裁許可申付筈之処、致牢死候ニ付、死骸取捨申付候事

計も甚六ヶ敷候得共、銀渡物員敷増等之御蔭を以程々仕向も付、安氣二年を迎候也、
君恩・祖恩不堪感戴、堀尾善大夫不快中何角之為挨拶入来、井嘉内方去ル廿八
日御加増拜領、俸久太郎御切米被下候旨為知来ル、使を以欲申遣又也

TEL 088-022-1111 FAX 088-022

Qok
 2月4日 本台
 3/4 (1)

饗、「御奥方御山之松茸十五本拝領被仰付、」今日者予

氏祭内限祝ふ也、「此間(より)楠木霧島甚八方二而角力興行致候之由也、「昨夕岩崎室来、常介菟角眩々も無之二付、当時流行之穢多小十郎二見せ候処、申方面白二付渠葉為服度、就夫差向銀子

入用二付、百匆取替くれ候様二頼有之、用立候也

○十八日、癸卯、曇、午後雨、暖、「例時出勤、夕八半時頃退、「御二所様不絶少々宛之御申分被為在、御手医師之御菓

時々被召上候得共指而御忘しも不被遊候二付、三宅養春老江御診御頼二而今日被罷出、御菓調進被仕也、素方何も為指御事二者

不被為在候也、「於京師芝山様昌姫様当春以来久々御不例之処、夏方者余程御快方二被為在候得共、近頃又々御困り被成、御医師

も御重キ御容体二被申上候由也

○十九日、甲辰、曇、夕晴、冷氣也、「例時出勤、夕八時退

○廿日、乙巳、晴、冷氣、「殿様今朝奥郡江

御発駕被遊候由、御供御用人八島外守殿之由也、「夕為窺

御機嫌罷出、「射場へ出席、少々致稽古也、「辻清人入

来、慈君今晚御帰被成旨申也、於竹熱強く腹瀉も有之、

困候由、八十槌も軽痢湿之気味有之候得共、為指義二者無之候由、

「慈君夜徒辻御帰り被成

○廿一日、丙午、晴、冷氣、「例時出勤、夕八時頃退

○廿二日、丁未、曇後晴、「誓田廟御祥月二付早晨

祭祀如恒規相濟、受安廟も奉配祀也、「西向寺参

詣不能、代参兵蔵申付、「例時出勤、宅二而御用向有之二付午

後退、「昨夕杉岡文磧来、千代雄槌腹部坏殊外宜敷、夜

之駒A(鼻入)甚敷者何も構者無之、最早捨置候様二申、予此間

内腹中變急強二付乞診、薬を投

○廿三日、戊申、晴、暖、「朝御用向二付御勘定奉行永田

丹解殿江行、応対致ス、大柿忠次郎殿へ為知之歎二行、蔵田和太郎へ

当夏以来無音二付江戸帰着歎旁二行、達而留、酒出ル、「為窺

御機嫌罷出ル、「今日此度出来之槍術稽古場稽古始之由、

夕見物二出ル、御上御臨座も被為在也、今日者先師祭兼合

之由二而、跡二而神酒之振回有之也、予も稽古之繁昌を祝候而、

先師へ一樽を供、抑安政之始方槍術始而被行、当時門人六十

員二余、追々達者二相成、実二恐悦を唱候事也、「今日者

毘沙門天例祭日、御備有之也

○廿四日、己酉、晴、暖、「上野甚兵衛殿御立入始而被

御皿	蓮根	白みそ
	あふらあけ	苞豆ふ
	木耳	粒椎茸
	こんにやく	青み
	大根	

(続きは次頁後半へ)

「廿二日早晨

霜降節
 暮六時八分

出二付、例時少早く出勤、謁ス、夕八時退、「昨日御嘉例之通
御屋祈禱明星院ニ於て御修法相濟候由ニ而、御供物今
朝頂戴被仰付也、「御庭之栗少々御奥方御分賜被
仰付、夫々告于廟、「西向寺江代参清次郎遣ス也、「辻清人
入来、於竹少々快方之由也

○廿五日、庚戌、晴、朝冷氣、後暖也、「今朝二上吉太郎殿
為御立入被出候二付、例時方早く出勤、挨拶ニ出ル、吉太郎殿者島本
之方棒火箭免許之高弟之由、当時吟味役也、夕八時頃退

○廿六日、辛亥、曇、暖、「朝為伺御機嫌罷出、夫方

「廿三日
竹之御丸ニ而

鍋槌殿御病氣

御養生不被為

叶、昨日御卒去

被為在候由也、右

二付何も表向之

御達事者無之、

右者

少将様御妾腹

之公子也

(前頁の続き)

御坪

しめし茸
うすくつ
おろし生姜

御飯

御香物

御平
人参
牛房
飛龍頭
松たけ
白芋茎
輪柚

御菓子

焼饅頭

さわし柿

卷せんへい

以上

夕

御茶

新豆飯

① 三家老寄合での文武稽古

(文久元年七月廿七日)

一 今朝六時御供揃二而豊後様へ御出被遊、(福山)良之進御供より居残り、鉄炮御相手被仰付筈之事

(八月六日)

一 此已後毎月御三家様御寄合弓馬鉄炮之御稽古被遊候付、左之通り夫々江相達ス

御定日 毎月十一日

但五月方八月迄ハ朝之内

御定日御引受之御方様御差支之節ハ御替定日

毎月十七日

但五月より八月迄ハ朝之内

一 正月・七月ハ廿七日ニ御出会被遊事

一 御出会被遊時刻暑サ之節ハ朝五時、秋冷ニ移候へハ九半時之事

一 御弓御稽古、此方様・御両家様之御内江御出被遊節、御步行袴御着之事

一 御乗馬御稽古、此方様・御両家様之御内江御出被遊節、御馬二而御馬召袴御着被遊事

一 右御同様二而、此方様江御両家様御出被成節、御馬召儘御向屋敷御馬見所江御出被成候付、御門内御案内御出帰共御步行目附之事

但不詰合候得ハ代勤之事

一 御鉄炮御稽古、此方様・御両家様江御出被遊節、御馬召袴御着之事(後略)

(九月六日)

一 右近様へ来ル十一日御寄合之節吉村重介へ被仰付之趣御直約御座候処、重介方左之通章相構可申哉之旨伺出候付、右両章之内いづれ御

⑤ 「村上家乗」・上田家「御公用日記」の寄合に関する記述(万延元年～文久元年)

年月日	記述内容
万延元 4.16	今日ハ御寄合二付…無御滞例時相済(上田)
万延元 6.16	今朝御寄合…御前御出席被遊、無御滞相済(上田)
万延元 8.16	御寄合二付早々出勤、夕八時過退(家乗)
元治元 9.16	今朝御寄合…御前御出席被遊、無滞相済(上田)
万延元 10.16	御寄合二付少し早く出勤、夕八半時過出勤退(家乗)
万延元 12.16	今朝御寄合…其節御前御出席被遊、無御滞相済(上田)
文久元 1.16	御寄合二付五時過出勤、夕八時前退(家乗)
文久元 2.16	今朝御寄合…何も御例之通無御滞相済(上田)
文久元 4.16	御寄合二付、朝五時過出仕、夕八時頃退(家乗)
文久元 5.16	兼而大御目付衆ヲ以被申上候儀二付、今日者御寄合相止メ候事(上田)
文久元 7.27	文武之御稽古筋被遊候義去ル七月廿七日此御方様御始ニ相成候由(家乗)
文久元 8.17	今昼九ツ時御供揃二而御両家様共、此御方様江為御寄合御出被成、御弓御稽古被遊(上田)
文久元 9.11	今日者右近様二而御引受被成候二付午後御出被遊、今日者吉村重介講釈御聴被遊候由(家乗)
文久元 10.2	今日御両家様午後御出、御乗馬之御会之由、御定日之御寄合故御送迎等罷出二不及(家乗)
文久元 12.1	明昼早メ九ツ時御供揃二而右近様へ為御寄合御出被遊候旨被仰出(上田)

注:()内の「家乗」は「村上家乗」続編、「上田」は上田家文書「御公用日記」による。

261237

(岡田) 十八郎方 (大島) 五兵衛迄申来、(勝矢) 幸之助へも駈合
 呉候様是又申来候処、豊後様二者何之思召も無之旨五兵衛方幸之助
 へ申参候処、其段相伺候候処、此方様二も何之思召不被為在候付、其
 段十八郎へ幸之助方相答候事
 論語之内 一子貢問曰、何如斯可謂之士章
 孟子之内 一牛山之木嘗美之
 (九月十二日)「用向」

一昨日右近様為御寄合御出被遊、其節被仰合二而、是迄御寄合御定日
 毎月十一日御差間之節者御替日廿七日相約居候処、尚又昨日御直約
 二而、此後毎月二日御寄合、御差間之節御替日毎月十七日二御直約
 被遊、尤十七日学問所へ御出席被遊候付、署寒共学問所方御出被遊
 候様御直約被遊旨、今昼御直二御沙汰被為在候、其段御出頭・御目
 付江通し置、御側役へ者御直二御沙汰被為在候旨清七郎申聞ル

(上田家文書「御用向日記」)

② 右近様御服中

○ (万延二年正月九日) 夕七時前出羽様御養生不被成御叶、今日巳下
 刻御死去被成候との旨御知せ有之

③ 神田社祭礼

○ (安政六年九月十七日) 当年方十九日学 (覚力) 道院様御忌日二而
 御敬日故、神田社祭礼も昨日・今日二相成候由二付遣拜

④ 革田の芸能

○ (文久二年七月廿八日) 西之革田共獅子舞致来、此度流行病二而死
 亡多候二付、為払魔上方被仰付、御家中・町内共不残舞步行候由、
 笛・太鼓・手鐘二面囃子、万歳菜杯方ハ人数も多、嚴重ニして步行様
 子也

「村上家乗」続編卷十八・十六・十九

⑥ 文久元年広島藩上層部の御用番(月番)

月	御用番	御人数番	年寄・大目付・町奉行
1月	浅野右近, 浅野豊後(元日夜~)	上田主水	杉田相模(年寄)・原伊三郎(大目付)・川崎鹿之助(町奉行)
2月	上田主水	浅野豊後	梶川讚岐(年寄)・寺西権六(大目付)
3月	浅野右近	上田主水	生田筑後(年寄)・原伊三郎(大目付)・川崎鹿之助(町奉行)
4月	浅野豊後	浅野右近	(不明)
5月	上田主水	浅野豊後	梶川讚岐(年寄)・原伊三郎(大目付)
6月	浅野右近	上田主水	杉田相模(年寄)・寺西権六(大目付)・湯川守衛(町奉行)
7月	浅野豊後	浅野右近	菅勘解由(年寄)・神尾半左衛門(大目付)・湯川守衛(町奉行)
8月	上田主水	浅野豊後	梶川讚岐(年寄)・寺西権六(大目付)・川崎鹿之助(町奉行)
9月	浅野右近	上田主水	野村良之進(年寄)・寺西権六(大目付)・湯川守衛(町奉行)
10月	浅野豊後	浅野右近	生田筑後(年寄)・神尾半左衛門(大目付)・川崎鹿之助(町奉行)
11月	上田主水	浅野豊後	菅勘解由(年寄)・寺西権六(大目付)・湯川守衛(町奉行)
12月	浅野右近	上田主水	梶川讚岐(年寄)・神尾半左衛門(大目付)・川崎鹿之助(町奉行)

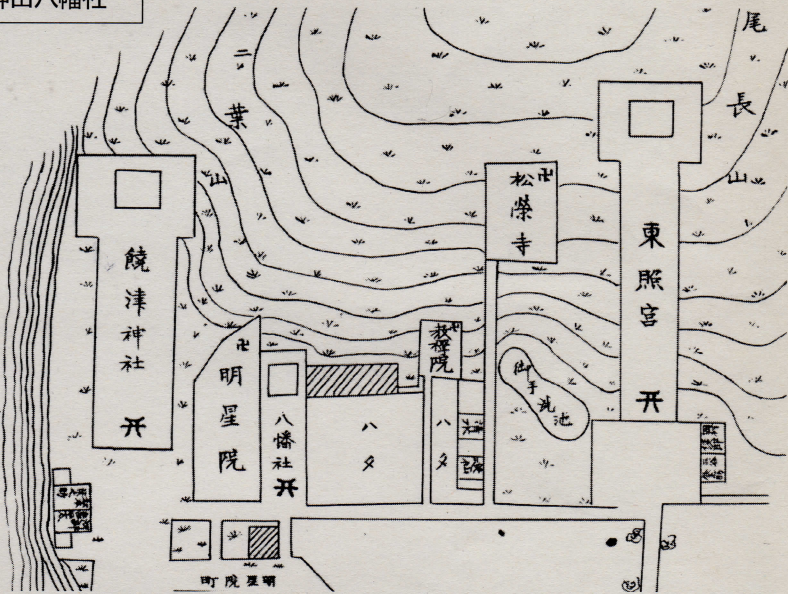
注: 上田家文書「御公用日記」による

⑦ 吉村秋陽（よしむら しゅうよう）寛政九年（一七九七）一八六六

吉村秋陽は代々三原浅野氏の家臣。姓小田氏。吉村家は代々三原浅野氏の家臣。秋陽は幼少から記憶力に富み、国史を好んだという。十五歳のとき山口西園に入門し、さらに十八歳のとき京都に出て伊藤東涯に学んで古義学を修めた。文化十三年、浅野氏の屋敷に講学所（のち朝陽館）が創設されると、翌年抜擢されて助教となった。文政元年、三原城内に学校明善堂を創立する議が起ると、命を奉じて備中の儒者西山履軒を教頭に招聘する交渉にあたった。同十二年伊予今治藩から招かれて学を講じ、翌天保元年今治から大坂・京都に行き頼山陽を訪ねるなど、諸学者と交流。同年四月江戸において佐藤一斎に入門した。一斎は当時林家の塾長で、朱子学とともに陽明学を信奉した当代一流の学者であった。秋陽は江戸遊学中、朱子学から陽明学へ転じ、翌二年の末帰郷。朝陽館において講義を行うかたわら家塾を開き、のち咬菜と名付け、他藩からの遊学者で隆盛した。天保七年、一斎の推薦で長門国長府藩の督学となり、以後同九年と十年の三回長府に赴き、藩校敬業館で講義し、また信任を得て藩政の議にもあずかるほどであった。同十年近習組となり、十五石を給された。同十三年幕府儒学問所の諸生の世話を委嘱されたが固辞し

⑪ 広島城鬼門（東北）の寺社

⑫ 神田八幡社



文久3年7月「広島城下絵図」其九（『藩政時代広島城明細絵図』）

⑬

尾長山の西端、二葉山西麓にある。月光山大日寺明星院と号し、真言宗御室派。本尊千手観音。浅野氏時代は城下五カ寺（曹洞宗国泰寺・天台宗松栄寺・法華宗日通寺・真言宗明星院・浄土宗正清院）の一として重きをなし、藩の祈願所となり、真言宗寺院の触頭であった。寛永一五年（一六三八）の瑞川寺縁起（同寺蔵）には、広島開府の頃の瑞川寺の隣寺について「古為禪刹、今日明星院密宗也」と注記するが、毛利時代広島城下絵図では妙寿寺となっている。「知新集」所収の広島明星院最初建立并由来覚によると、妙寿寺は毛利輝元の母の菩提寺で禅宗寺院、毛利氏の転封とともに秋（現山口県萩市）に移ったため、広島城主となった福島正則がその跡に伊予国松山石手寺（現愛媛県松山市）の住僧栄鏡を入れて、南光月素月山明星院と改号して真言宗古義派の寺院とし、福島氏改易後は浅野長晟が父長政の位牌を安置、寺領二〇〇石を寄進したという。

寺は広島城の鬼門（東北）に位置するため城の守護・祈禱所とされた。天保六年（一八三五）饒津神社の別当寺とされたが、同一三年の火災により、御影堂のみを残して焼失。その後明治一（一八六八）一（一九二六）にかけて、伽藍が復旧されたが、古くから当寺の鎮守社であった明星院八幡宮は明治初年の神仏分離令により分離して鶴羽根八幡宮と改称、さらに明治五年鶴羽根神社と改めた。

⑭

饒津神社 ④東区二葉の里二丁目

明星院の南に鎮座。二葉山神社とも称した。祭神は浅野長政・同夫人。旧県社。天保五年（一八三四）藩主浅野斉康が浅野長政追孝のため建立に着手、翌六年竣功、遷宮式を行った。幕末多事の際、多大の労力・費用をかけてこの神社を新設したのは、藩政の動揺と権力の弱体化を防止する精神的支柱とするためであったと考えられる。境内には家老・年寄以下上級藩士の奉獻した二四基の石



島市街地図（『新修広島市史』）

- ⑧ 今村文之助……天保9(1838)代官③107B3
 弘化5(1848)郡廻り③65A17
 嘉永8(1855)勘定奉行③56A13
 安政4(1857)大目附③48B28
 万延2(1861)郡奉行③54B3
 文久3(1863)用人並③43B3
 文久4(1864)用人③42B5
 官用人④231B8
 明治元(1868)並寄合次席③50A4
 役並寄合次席③111B4、②057
 (天保元公平次郎家督)

- ⑨ 八島外守……嘉永7(1854)大小姓頭③44B14
 嘉永7(1854)用人③42A28
 文久2(1862)用人上席③41B8
 文久3(1863)年寄③39A3
 元治元(1864)寄合③40B8

- ⑩ 岡本主馬……安政5(1858)使番③69B7
 文久3(1863)新組頭③70B2
 官新組頭④237B2
 役馬廻片岡組③124B5、②089
 同iv長晟公え相勤家筋③31B9
 同④5811

〔來社〕

『二百藩家臣人名事典』6(新人物往)

稿〕

『広島市史』、『広島県史』近世2、『三原志』
 〈井野美津子〉

て、翌年帰郷。嘉永元年、朝陽館教授・学館
 総裁となり二十石を給された。安政二年致仕
 し、嗣子駿(隆蔵)が家督し、教授職を継い
 だ。文久三年、三原へ移住を命ぜられた主家
 に従い広島から移居し、桜山山麓に屋敷を
 得、翌年「細雨春帆楼」と称する塾を開い
 た。この間も石見大田、周防岩国、讃岐多度
 津など、方々から招かれ講釈した。秋陽は陽
 明学を信奉したが朱子学にも造詣が深く、生
 徒に講釈する際は朱子の註をもつてし、特に
 懇請されなにかぎり陽明学の講釈はしなかつ
 たといわれる。慶応二年十一月十五日病没。
 享年七十歳。三原の香積寺に葬る。著書に
 『格致腹議』『王学提綱』『桃江諸説』『読我書
 樓文章』『読我書樓詩草』などがある。

←⑧~⑩高橋新一編『芸藩輯要』人名索引



「明治十年広
 第五巻の地図」

⑬ 東照宮祭礼

さてかく東照宮御造營ありける慶安元年ハ大権現神去給
 ひける元和二年より三十三年にあたらせ給へハ、三十三
 回御忌を祭らせ給へるにかなひ、しかよりして後文政の
 今にいたるまで二百余年隔年君御在國の九月にハ十六日
 十七日兩日御祭禮ましまし十七日御參詣あり、君をはし
 め御供の諸土格式の裝束なり、御祭禮御儀式のおこそか
 なる雑人群集の賑ハへる事言語に述べたし、かくて寛文

「知新集」九 東照宮(「新修広島市史」
 第六卷 資料編その一)

⑭ 饒津神社祭礼

臨場し庶民に拜觀を許さる是より後ち藩主は、毎歳年頭正月六日正五九月十
 五日、十二月十六日御領地日につき及江戸參觀の發駕前并に江戸より歸國の
 節には、必ず親ら社參禮拜することを恒例と定め、若し親ら社參すること能
 はざる時は、御年寄社參に代拜を命じ、祭禮の節は殊に御家老に代拜を命ぜら
 る、又毎月十五日には御年寄に代拜を仰付けられ、江戸に在府の年は、祭禮日
 の外は、總て御名代を御年寄に仰付けらるゝ事となれり因に云ふ祭禮日には御
 年寄が放天保八年八月十五日、毎歳九月十四日十五日の祭禮には、祭式のみを
 執行し、流鏑馬の儀式は十一月十五日を以て之を舉行すること、改めらる。

⑮ 東照宮

東照宮(東区二葉の里二丁目
 二葉山(向陽山)の南麓に鎮座。祭神は東照大権現。旧村
 社。広島藩主で徳川家康の外孫でもあった浅野光晟が、
 岡山藩主池田光政の岡山での東照宮建立に刺激されて正
 保三年(一六四六)に造宮に着工、翌四年に完成、慶安元年
 (一六四八)には神体を迎えて遷宮式を行った。社領は三〇
 〇石(済美録)。祭礼は毎年九月一六日、一七日の兩日に行
 われたが、家康没後五〇年にあたる寛文六年(一六六六)の
 祭礼はことに盛大を極め、城下西部の広瀬御旅所(現中区
 の広瀬神社)への神輿渡御は光晟も参加して行われたとい
 う。これが例となつて、以後五〇年ごとに「大御祭礼」
 あるいは「通り御祭礼」とよばれる大祭が行われるよう
 になった。ただし幕末からは神輿の渡御は廃止された。

廢藩置縣後、旧藩主浅野氏は東京へ移住、当社の神体も
 同氏邸に移されたが、地元有志の懇請により復祀。境内
 には松栄寺があつて「知新集」に「長尾山照心院松栄寺、
 天台宗、江戸東叡山寛永寺末寺にして、当国五ヶ寺の筆
 上、東照宮の別当なり」と記し、阿弥陀如来を本尊とし
 ていたが、神仏分離により西隣の末寺教禪寺とともに廢
 された。

『広島県の地名』(平凡社)

18 相撲 広島藩の相撲(角力)も浅野吉長のとき盛んになった。当時、宮島出身の霧島十五郎、

高田郡三田村出身の巖卷善太夫・巻の戸喜伝などの有名な力士が輩出したが、吉長はこれらを召抱え、正徳二年(一七三三)鉄砲屋町に建てられた角力長屋に住ませ、霧島を頭に十数名の力士に扶持米金を与えた。十五郎・善太夫は享保二年(一七二一)にそれぞれ五〇両五人扶持を与えられている。行司には賀茂郡竹原出身の横山左近が三〇両三人扶持で抱えられた。十五郎の弟子に霧島甚八(一六六一一七四)、善太夫の甥で巖卷二代目を称した乱獅子善四郎などの力士がいる。享保十三年角力屋敷は廃止され、扶持米金を支給する力士の数も一人に減らされた。なお巖卷の系統は幕末期まで続いている。

『広島県史』近世I

19 相撲 五代藩主浅野吉長のときに保護・奨励された相撲であったが、延享二年(一七八五)ただ一つ残っていた中町筋東南

角の藩の相撲長屋が廃止されて以降、とくに藩の保護が加えられることはなかった。その後七代重成が領内の力士を残らず呼び出して、御泉水(縮景園)で業前を透見したことがある。『竹垣遺事』下巻。

近世中後期に広島で活躍した力士に巖卷を名乗る一統がいる。これは高田郡三田村(現広島市)出身の乱獅子善四郎が叔父にあたる著名な力士巖卷善太夫の技を継承して巖卷二代目を名乗ったのに始まる。三代目は善四郎の弟子草摺藤吉が称したと伝えられるが明らかでない。藤吉の弟子乱獅子丈五郎(一八〇五)は巖卷四代目を称した。藩主重成が水主町屋敷で相撲を観たときは彼が世話役をつとめている。その弟子乱獅子善太郎(一八〇七)は荒神町に稽古場を設け弟子を養成した。彼は文政元年(一八〇九)九月、観音沖新開築成のとき、諸国の力士を集めて大相撲を興業したことで知られている。草摺藤吉以下いずれも広島産である。『広島市史』第三巻。

広島出身の著名な力士としては、まず吾妻浦龜右衛門がいる。賀茂郡御園宇村(現東広島市)の出身で大関となった。明年中の人である。同じ頃忠海出身の時津風音右衛門が活躍している。彼は初め鯨波と名乗り乱獅子善四郎の弟子となった。小兵のため、ある時師が多くの弟子を連れて上方へ登ったとき同行を許されなかった。これに発奮して稽古に励み、師をしのぐほど上達し大関となったという。天明年中に没している。『広島市史』第三巻。少し遅れて山県郡川戸村(現千代田町)出身の緋緘力弥(一七五二一八三)が出た。一六歳で大坂相撲の外ヶ浜浪右衛門に入門、徳島藩の抱え力士となり享和二年(一八〇二)入幕、文化十一年(一八二四)大関に昇進した。その後広島藩・盛岡藩の抱えとなったが、文政五年(一八三三)引退し年寄緋緘となった。また、天保・安政年間に広島で人気であった力士に佐伯郡大竹村出身の大葛力蔵がいるが、本場所では幕下の位置で終わっている。

43

1675(寅) イシ 七十三支 東南北方、午 前四時

寅 寅 刀 刁

22 広島芝居

○観劇の興味

種々なる原因はあれど、広島はいふもおろか、近傍の村々にも演劇の場を開くことは藩の厳禁たり、故に往昔広島人の多数は観劇せし者なかりしが、漸次時勢の移り変りし故か、万延二年(此年文久と改元)の春のことなりき、城南沼田郡江波村にて劇場を開きたるは、輓近広島地方に於ける濫觴とせり、然れども尚広島市街にては之を許さずして、近傍なる江波(今は広島市に編入せらる)と、翌文久二年の春、同郡打越村の中小屋(打越村、今は三篠村と改称す)とを用ゐたり、且芝居興行の称にては公許せざるが為め、仕形浄瑠璃と名づけて請願せしを代官所にて允可せし所なりといふ。此中小屋の芝居に就て頗る奇談あり。

星野文平(名は文、字は公實、著山と号す、明治維新前の功績を追賞せられ、近年正五位を贈らる)は、江戸其他の地方に遊学して業就りたれば、文久の初年、帰藩せしに依り、浪人儒(儒者登庸の初歩)の唱へを以て学問所出身することとなり、渠生来観劇を好めば、窃に中小屋に仕形浄瑠璃を観るに屢次なりしが、木原桑宅之を伝聞し文平を難して曰く、是宜く士人の観て楽しむべきものに非ずと、文平は笑ひていへり、翁は観ず嫌ひなり、世豈芝居ほど面白きものあらんや」と、桑宅甚だ之を悦ばず、永く観劇の念あらざりしならん。爾来年を経ること十有餘、明治七年の頃なりき、桑宅東京に遊べり、観劇癖の坂谷朗廬等が勧誘の頻なるに黙視難く、桑宅は遂に芝居見物に出掛けたり、時に其興味あることは解したるも、口俄に之を賞して面白きものとは述べ難し、之を覽てとりし或ひとは試に問へり、終日倦厭せずして熱覽せられたるは、好劇家となられたる証

近世後期には素人相撲の興行なども行なわれ、広島近郊の村々ではしばしば大相撲の興行があった。『新修広島市史』第四巻。弘化四年

②③ 進藤寿伯「近世風聞・耳の垢」に見える広島近郊の相撲

○(天明六年) 五月五日、この節海田市勸進角力有り、鷲ヶ浜、嶋ヶ崎。

○(寛政八年) 四月朔日より三日迄、府中にて相撲。

○(寛政八年) 同六日より八日迄、乱獅子、方々にて相撲。

○(寛政九年) 十月廿六日より同晦日迄、新庄村にて相撲有り、関取越ヶ浜・緋威、緋威大坂の角力に勝ち候へば、鴻池より十五貫目花を遣はし候沙汰、然るところ越ヶ浜は平日緋威よりよわき角力に負け、それより不首尾、勝の分は外より十五貫目もらひ候由。

○(寛政十一年) 十月、この節大崎にて晴天三日相撲有り。

○(寛政十一年) 十一月六日より雪島方にて右同断相撲。

○(享和二年) 三月十五日より五日の間、大崎土俵にて相撲、雷電・平岩。

○(享和二年) 七月廿日より霧島土俵にて晴天五日相撲、岡之戸・鬼面山、尤も緋威も来たる様子、塚本町に御蔵米五十俵積み上げ、馬上釣灯二張、札立て緋威へ遣はす、豆腐屋入口に幟四本、内一本紅、霧島へ遣はす、錦川・七十山へ二本、本川のぼり三本、矢蔵の下より米十五俵、幟一本を遣はす、追願二日叶ふ。

○(嘉永五年) この節晴天五日、楠木土俵にて角力あり、雨天多く大損の沙汰。

○(安政三年) 八月、十日頃より中小屋(打越村)にて近年になき大角力あるとて、前方より賑々しき事なり、然るところ色々もめ合ひ出来候て、十八日朝関取組数人帰され、中取残り、十九日より初日の所雨天にて延引、廿日より始まり候へども、前方評判高く誠に日本の関頭・鏡岩・武蔵瀧、階ヶ嶽・長谷川、沖之浜・八光山、春日山・黒雲、平岩・鑑川、黒岩・里見山、宝川・桜川、荒岩・鷲ヶ森、姉川・山之音、□山・薬師岳、荒鹿・矢筈山、筆山・竜光、大嶋・和田ヶ浜、大島・清之川、榎之川・魁。そのほか中取組数々来たり候ところ、右のもめ合ひにて十八日朝皆々帰り、残り六段目取位より以下にて角力始まりしところ大不景氣勸進元大損亡のよし、諸人残念がり申し候、その後もヶ様に関取組揃ふて来たる事はなし。

(文久二年) 去酉年春より、御当所諸方賑々しき事古來稀なる見

②④ 安政三年打越村中小屋の相撲騒動

○(安政三年八月九日) 今日六丁目御館江系ヶ浜与申角力、御庭を借用之建り二而弟子を連罷出、相撲之稽古致し候由也、予等も御機嫌伺旁罷出候様御沙汰被為在候趣二候得共、御用向差湊不罷出

○(十三日) 「此節沼田郡打越村二於て相撲有之筈二而、此間以来鏡岩・牧ヶ浜・黒岩・平石杯云関取之相撲取段々来居候処、上向江之願者御国内限之寄せ与申事二而相済候事二候処、右様他国大角力等来候二付、郡方より差留二相成、下方一統不居合之由、畢竟最初御歩行組辺々役人と一緒二成事を枉而、実情を上へ不達して取計義有之、右様之次第二至候之由也。

○(十八日) 「打越村相撲之義、約ル処兼而之願通り二相成、関取与角力者今日悉帰り候由也、何分勸進元沼田郡割庄屋山本や何某余程之私欲を巧、右様上を欺事を就(熟力)与謀候処、案外早々露頭二至、右様之次第、就而者此節郡方江吟味二出居候之由也。

○(廿日頭書) 「打越村中小屋之相撲今日迄二而相済候由、兼而晴天七日之所、二日之日延願之由、然れ共抑々之手枉事二而、勸進元大不益之由也
[村上家乗] 続編卷十三

②⑤ 文久二年広島本川川ざらえ町中砂持加勢図(部分)



毛利氏による広島開府らしい、城下警固の一段として、城下を通る西国街道の東西の出入口に「革田部落」が配置され、福島氏をへて浅野氏の治世にいたり居住地域が固定化された。藩の法令においては、城下の「革田」を総称して「東西革田」と称しており、郡中の「革田」との区別を明らかにしていた。それぞれ居住のための小屋地が「御免地」(年貢のかからない土地)として与えられ(「革田」参照)、「革田頭」の統率のもとに、城内外の清掃、藩主の苑地・帰城や東照宮祭礼等の際の警固に従事させられた。

「芸藩通志」によれば、文政初年のころ、東に「革田」二一五人・「定非人」三二八人、西に「革田」五一三人・「定非人」三七三人が居住している。西の部落の規模が大きいのは、東にくらべて広島城下警固の必要性が大きかったからであろう。この史料にみられるように、城下の治安維持だけでなく、郡中へ盗賊改めや、捕縛に出かけたり、護送にあたることも、城下の「革田」の重要な役目とされた。村役人の了解のもとで郡中の「革田」を指揮下におくこともできた。とくにそういう時のきびしい賤民政策をこの史料は示しており、安永七年(一七七六)以降しばしば触れられた郡中の「革田」の作法についての同様な触と比較すると、ほぼ同時期に出されたものと考えられる。

「芸藩志拾遺」注(『広島県史』近世資料編一)

30 大道芸 だいどうげい

街頭にて演じ、群衆より金銭を受けたり、物を売ったりする芸能の総称。旅を続けながら、行く先々の街や村で、家々の門口に立って芸を演ずる。門付も含まれる。室町時代から江戸時代にかけて、曲芸や軽業を演ずる。*放下が流行し、歌祭文、籠抜け、四竹、辻講釈、辻咄、居合抜き、曲鞠、曲独楽など、さらに珍しい禽獣や、異形の人間を見せるものまで現れて、江戸時代は大道芸が咲き乱れた。これらの多くは、寺社の境内、盛場などで演ぜられるのがふつうで、舌先三寸の口上にかけた弁術で、道行く人の足をとめ、投げ銭を受けたり、葉の類を売りつけた。こんにちの劇場興行の

こ迄来やしないと仰しやるんで」*無名作家の日記「菊池寛」が、俺のベンから出て来る台辞(せりふ)は月並の文句ばかりだ」*俳儒の言葉(芥川龍之介)作家所生の言葉「振(ふる)ってゐる」「高等遊民」*露悪家「月並み」等の言葉の文壇に行はれるやうになったのは夏目先生から始まってゐる」(8)「なみ」に

39 るいはい「麻徳」名 つかれよわること。やせてつかれること。

40 もうしぶん(申分)名 ①物事を申し出ること。申し立てること。またその内容。主張。申事。*言辭卿記「永祿二年正月二日、平野社長松申分御返事有之、兼興曲事之段非ハ一ノ事之条、可有御改易也」*高野山文書「慶長一九年七月、金剛峯寺衆徒等連署状(大日本古文书三、四四二)「先年大仏供養之砌、雖及申分候上、淨瑠璃・凱陣八島一いなか中ふなれ共」②不満に思うところ。非難すべき点。文句を言いたい点。欠点。*雲形本狂言「水掛舞身共こそ申分(マウシブン)があれ共堪忍いたいた」*人情本春色梅児誉美「後一〇酌「チット貞に申分をこそへねけりヤア、人が惚れてうるさいばかりか、油断がならねへ」(関西モーシブン(論)② 余②)

ように芸を観賞することを目的とした客を対象にしているところ、したたかで奔放な大道芸の魅力があったと言えるが、江戸時代は、同時に大道芸と舞台芸の区別がはっきりとした時期でもある。門付芸で著名なものは、*千秋万歳を祖とする「万歳」だが、これはもともと家々を訪問して、家族の繁栄を祈る祝言の芸であった。この種の祝言芸も江戸時代には多彩化して、*節季候、*婆等、*春駒、*夷舞、*夷昇き、*大黒舞、*猿回しなどに実ったほか、越後の*角兵衛獅子や、伊勢から出た*太神楽などは、かなり後まで生きながらえた。こうした大道芸人の多くは穢多頭によって統括され、その社会的地位はきわめて低かった。

『日本史大事典』(平凡社)

36

鮎 48528

日カフ (集韻)呼合切 日カフ (集韻)迄洽切

唇音 ①はななき。いびき。『聊齋志異・竊小僧』「鮎如雷吼」②「鮎」鮎魚。『風土記』「鮎魚」かぎはな。(集韻)

鮎 46006

日カフ (集韻)部版切 日カフ (集韻)部版切

魚の名。一説に、かれひ。版(一19817)に通ず。(集韻)鮎、魚名。(正字通)鮎、比目魚名。版魚、俗改作鮎。

41

とりかえ：かへ(取替、取換)名 ①とりかえること。交換。*日葡辞書「Origari(トリガエニ)スル」*山科の記憶「志賀直哉」二「ガエの取りかへに通ふのを」②代わりとなるもの。身がわり。ひかえ。*源氏「竹河」せめて人の御恨みふかくはと、とりかへありて思すこの御参りを」*栄花「衣の珠」大納言殿には、また二つとりかへある御有様にもあらず」*毛詩抄(京大二十冊本)一五「土の車は取かへがない程に」③代わりの品にみられるような、元の品と多少は異なっている点。ほんの少しのちがひ。*源平盛衰記「三、畠山推参」液が旗の余(あまり)にとりかへもなく似たるに」④金銭を立て替えること。金銭を一時用立てること。また、その金銭。*浮世草

42

じゅうさんやジフサン：「十三夜」名 ①陰暦の毎月一三日の夜。②特に、陰暦九月一三日の夜。この夜は、八月十五夜の月に次いで月が美しいといわれ、「のちの月」と呼び、月見の宴を催して賞した。八月十五夜の月を芋名月と称するに対して、豆名月・栗名月という。延喜一九年(九一九)の醍醐天皇の月の宴に始まるも、また、宇多法皇がこの夜の月を無双と賞したのによるともいう。『季秋』*宴曲・宴曲

38 42 『日本国語大辞典』(小学館)

○(文久三年七月廿一日)蔵田和太郎病氣之処養生不相叶、病死之由、羽山集石衛門廿日之日付二而為知来、如何之病氣なりし哉、可悼

「村上家乗」卷十四冬・続編卷十・十二・十七

② 槍術の先師

○(安政三年九月廿日)今朝武内純介来、同人義去ル十五日黒田弥五左衛門殿方槍術免許相伝を得候由也

○(安政三年十月廿三日)武内純介槍術師加役被仰付候由也

○(安政六年四月廿六日)香取流槍術武内純介門人申合、牛田神田社江額奉納いたし候由、純介方見せ一覽致ス、豎五尺、横九尺程之額へ槍二本掛ル也、文字者平野藤吉郎認候由也

○(安政六年七月十日)武内純介昨夕以来吐瀉二而以之外之様子之趣今曉承候十日立秋二付、見舞使遣候処、今朝未明終二物故之由也、尚又見舞使遣ス、当年四十四歳、予竹馬之友二而有之し、伶俐之質二而、近来者香取流槍術之師範も致候処、可惜事也、

「村上家乗」続編卷十三・十六

③ 東城浅野家の槍術稽古

○(嘉永六年九月廿六日)

御直書写

(前略) 此度従公辺被仰出候趣茂有之、近頃異国船渡来二付防禦筋急速出張可被仰付茂難計、依之武備筋之義従上も厚御沙汰有之、我等職分猶以屹其覚悟不致候而者難濟事二付、此上猶内輪之義者万事格外二令作略、如何体艱難不自由致候而も、武備之手当弥手厚二致度存候、右二付家来共二於ても一統致奮発、品能召仕候者者不及申、末々卑賤之者与いへとも、非常之時節二至忠勤相尽候事実二武門之本意与申処能々相心得、平常之処者此上猶如何体艱苦相凌候而も、分丈相応武備之筋覚悟致、自然之時力二相成、甲斐々々敷働いたし、武道之誉をも顕し候様可致与一途二相志、昼夜無油断武芸稽古相励

式辞(NPO 法人長崎游泳協会 110 周年)

長崎游泳協会 110 周年を迎え、(中略)をはじめ、ご来賓にご臨席頂き先師祭を執り行い、協会 110 年のそれぞれの時代の中、ご貢献頂いた物故教師の先輩方の御霊の安らかな事を祈願し、先輩方のお力によって迎えられた今日の協会の現況を先師の御霊にご報告申し上げます。

先ず、5 年前 105 周年先師祭以降、〇〇師範、初め判明分にて 11 名の先生方がご逝去にされました。本日の先師祭、多数のご遺族の皆様にもご臨席頂いております。この 5 年間ご逝去の先生方、それぞれの立場で、それぞれのキャラクターで、水泳を愛し、子供達を慈しみ、協会の為に多大な貢献を頂きました。ご本人の生前の願いで、葬儀の後、霊柩車でプールに廻られクラクションで別れを告げられた先生方も多く、協会に対する深い愛情に敬意と感謝の念を捧げます。

(中略)

游泳協会は、市、教育委員会他関係各方面のご尽力と協会伝統の教師各位の無私のご奉仕とご努力によって 110 年の伝統を継承致しております。過去 110 年の歴史が示す通り、順風ばかりでない事も心に刻み、ただただ創立の理想を忘れる事なく 110 周年を契機に心を新たにして益々研鑽に努め協力一致して使命達成に努力致す事を先師の御霊にお誓い申し上げます。先師の御霊の安らかな事重ねて祈願し式辞と致します。(2012 年 8 月 24 日)

<http://www.nezumijima.com/archives/110sensisai.htm>

④ 先師祭

一御歩行組槍術之義二付而者、兼而申達候趣も有之候処、今以稽古不仕輩も有之趣、甚以如何之事二候、早々入門可有之候、尤右御相手之節罷出度者も候ハ、申出二依て相叶可申候
右之趣席々江無屹可被相達候
十二月九日

「村上家乗」続編卷十

⑦ 上野基兵衛

⑤ 二上吉太郎……安政 5 (1858)勘定所吟味役③101A21
官組外用人支配(勘吟)④246B5
④吟味役③122B1、④112
(文政13父每登家督)
明治元(1868)納戸奉行上席③88B8
田舎大属(出納)③138D10、④9

⑥ 永田完二……弘化 4 (1847)船作事奉行次席他
③75B3
④幸長公へ相勤家筋④209A
嘉永 2 (1849)郡廻り上席③64A1
嘉永 4 (1851)勘定奉行③66A12
安政 4 (1857)大目附③48B28
安政 6 (1859)用人並③43B2

⑩ 鍋槌死去

○同(文久元年九月) 廿二日、於御国鍋槌殿(公御妾腹御末男、御二歳、竹之丸御住居、御産女京都朝尾彦三三女、三穂崎)御儀近頃ハ御物体至極御居合宜敷処、過十九日四時頃御吐乳有之、夕七時頃又々御吐乳、同夜二入四時頃迄二三度被為在、其後ハ御吐乳無之、御快寝被成、(中略) 同廿二日御容体御同様と申内御疲勞強ク御氣遣敷二付、御年寄・御用人共不殘罷出、何れも御療養筋手厚申談といへとも、次第第二御衰弱、追々御不出来、同日夕八時前御大切、引統遂ニ御事切ニ被為至

⑪ 鍋槌死去

浅野茂長(殿様)のこと

○(前略) 同日(廿二日) 夕八時頃御大切、引統御卒去被成、(中略) 廿三日、(中略) 御葬式・御当座御法事等外御子様方御卒去御先例ニ倣ひ、御葬地ハ国泰寺に御斂被成候事ニ相成、(中略) 御法号香林秋容大童子奉薦候事書面ニして差出、(中略) 右二付公於御出先御用捨振り之儀ハ御幼穉之御方故御家中御穩便御触示す無之、況御慰事ニも無之、全く御国政御取締之御趣意にて御廻在被遊、且総而ケ様御方々御出生之砌、御血忌中芸術御覽事ハ御用捨無御座二付、右等御照准不被為及御用捨御先例併而申上(後略)

⑫ 村上家毘沙門天

○(文久元年五月十日) 右毘沙門天者、先年楠之太木枯候木を以、渡辺故宗右衛門京師ニ於而仏師へ為刻、社者直ニ右枯候木之根を鑿して造、安置致置候処、其後上方上屋根等出来、祭事供物等者其儘渡辺方取計来候二付、此度予当屋敷江遷候後も先屋敷役二而、式日節句等二者燈明・神酒等備来候処、此後者全御趣法役所方之鎮守ニ被仰出、供物等初法楽等も皆御趣法役所之御払出ニ成也、尤常々之守護者屋敷役二而、其儘当方仕候様ニ与被仰付、依之同所北之大手堀江入口明、予か裏堺へ葭垣出来、露地門も出来候而締り付候事ニ成、今日方御作事方来、取掛候也、以来者北入口常々諸人之参詣勝

⑮ 縁日 えんにち

仏教が民衆生活と結びつく段階では、現世利益の觀念が強く表出している。そのあらわれとして、特別に靈験あらたかな仏菩薩が出現する日に寺院に詣でて礼拝すれば、かならず功德を生ずるといふ信仰が発達した。それが縁日で、縁とは、「結縁」または「有縁」、あるいは「因縁」のことで、特定の仏菩薩が、特定の日に、特別に靈験あらたかになるとして信者の祈願と結びつくのである。たとえば七月十日は観音の*四万六千日と言って、この日に参詣すれば、その功德は四万六千〇〇〇回参詣したのと同じになると説かれている。中国仏教では、一〇世紀初頭に、寺院で縁日がそれぞれ配当されていた事実があったらしいが、くわしくはわからない。むしろ日本仏教の民俗化の過程で、縁日による仏菩薩の信仰が顕著になったと言える。

文献のうえでは、『古今昔物語集』に記された観音の縁日十八日もつとも早い。平安時代には阿彌陀、観音、地藏の信仰がさかんで、阿彌陀が十五日、地藏が二十四日となっている。なお、「古事談」では地藏を八日としているが、むしろ八日は薬師の縁日が一般的であった。

江戸時代、仏教が民俗化した段階で、おもな縁日をあげると、観音が毎月十八日、正月の初観音のほかに元旦詣は一〇〇日参詣と同じ利益があるという。ほかに七月十日の四万六千日などが知られる。薬師は毎月八日・十二日が縁日で、とくに正月八日は初薬師とされ、元旦詣は三〇〇〇日の参詣と同じ利益があるとされる。地藏は毎月二十四日、とくに七月二十四日は地藏盆となっている。閻魔は正月と七月の十六日で、正月の初閻魔や盆の十六日は、民俗的な*数入りの日と重なっている。この日「地獄の釜のふたがあく」という表現もある。七月十六日は閻魔王の大斎日とも称し、地獄信仰と盆行事とが習合している。不動明王は大日如来の使者として、密教系寺院や修験道の守護神としてまつられたが、毎月二十八日が縁日、初不動は参詣者

⑯ 5 牛田の景勝

広島藩の家臣が文武にわたって組織的に教育され始めるのは、18世紀以降のことです。五代藩主・浅野吉長は、1725年(享保10)稽古屋敷を設け、やがて講学館と命名しますが長く続かず、その後七代藩主・重辰が武士の教育機関として1782年(天明2)学問所を建設しました。この学問所の教育を朱子学派に統一したのが頼春水です。春水は1781年(天明1)藩儒に登用され、朱子学の再興に努めるとともに、文才豊かで、典雅な詩を多数作りました。作品の中には、牛田山の別荘

「牛山園」で「牛山園初めて成り諸子と遊び、分かつて冬の韻を得たり」の詩があります。

牛山園とは、春水の弟・頼杏坪の別荘であり、杏坪は、大阪・江戸に遊学し1785年(天明5)藩儒に登用され藩主に儒学を講義しています。また、藩の編さん事業に携わり、「孝女牛田村はな」を含む『芸備孝義伝』の編集や、また安芸の国の国郡誌改修を編さんしました。

のちに京橋門外に屋敷を与えられました。その後も牛山園は閉ざされることもなく、春水など兄弟縁者や文人がたびたび訪れて、詩会を催しています。とくに杏坪は、漢詩にゆかりのある唐桃(II)あんずの古い名を深く愛し、牛山園近くの桃林では、和歌集「唐桃集」を記しました。

手二出来候事二成、尤朝夕之閑閑者天張予か方仕事也、

○(十一月廿三日) 今日者毘沙門天御命日二付、御趣法役所出

○(文久二年正月) 七日、庚寅(中略) 初寅二付、御趣法役所毘沙門

社へ為御法楽西福院弟子参り、当家表二之間へ通し、岡田八十八太郎

上下着二而出会、致挨拶、相済茶菓子出候由、通ひ者御役所小回之

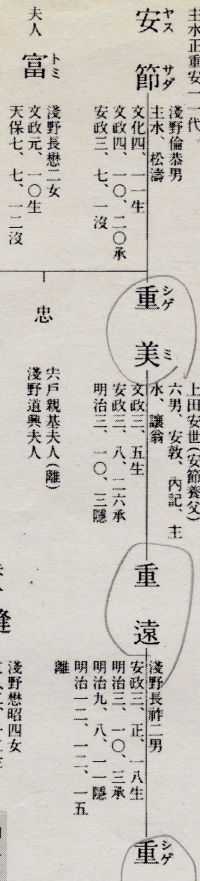
者致ス也

○(九月廿三日) 夕毘沙門祭二托岩崎良之進を招、去々月予不快之節

世話二成候謝意酒を饗ス

○(文久三年十二月廿三日) 裏之毘沙門祭二付御趣法役所之面々江酒を饗

13 上田家系図



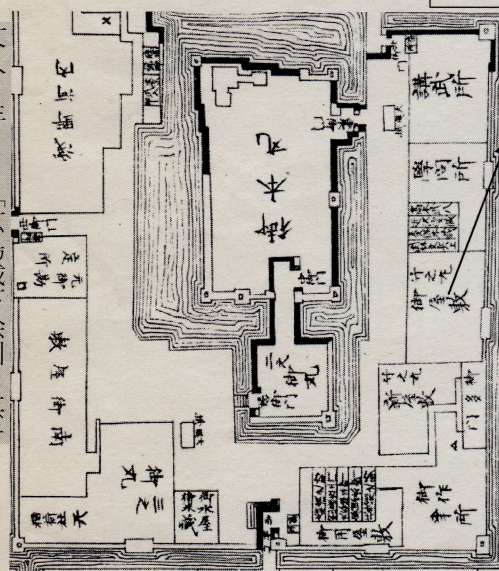
14 禿翁寺

禿翁寺は寂靜山專稱院と號す、東白島町に在り、宗派本寺とも、妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如来なり、寛永年中僧信禿翁の開基にして、其法弟寂翁其後を襲ぐ、依りて寂譽を以て開山となす、寂譽は紀伊國和歌山の人、周防氏といふ、其傳は心行寺の部に詳なり、境内に閻魔堂あり、閻魔王の座像を安置す、相傳ふ、參議小野篁の作にして、日本三靈像の一なりと、曲の二體は安藝國豐前郡入野村竹林寺と相換國津澤寺に在り又古墳あり、墓面に長性院殿岳譽法春大姉覺靈寛文六年丙午九と題す、長性院は初名元佐下妻某の娘なり、城州伏見に生る、十二歳の時、初めて徳川家康に近侍し、廢府に在ること數年、正清院家康の弟淺野家に入嫁ありし、時切に請ひて元佐を隨從せしめられ、俱に紀州に赴かる、元佐遂に紀州に留まり、寺西利之に嫁し、元和五年廣島に來りて歿す、正清院の眷遇常に厚かりしと云ふ

『広島市史』社寺誌(大正十三年)

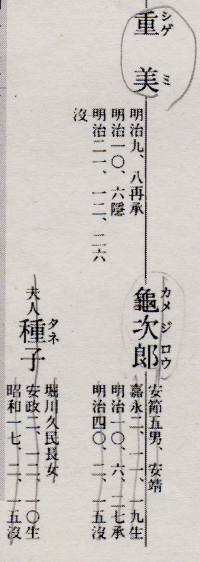
竹之丸御屋敷

17 竹之丸御屋敷



『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館)

16 重美



18 日本史大事典(平凡社)

か多し、虚空庵は毎月十三日か縁日で、四月十三日(正月十三日)を十三参りと称し、一三歳の女子の参詣が多い。これは民俗的な成女式と結びついたものらしい。弘法大師空海をまつる真言宗寺院では、毎月二十一日が縁日で、元三大師の場合は正月三日である。元三大師は天台宗良源上人のことで、正月の厄払いの機能をもっており、正月の縁日は人口に膾炙している。七福神の一つ毘沙門天は正月・五月・九月の最初の寅の日が縁日、とくに正月の初寅の縁日が知られる。大黒天は年に六回ある甲子の日、とくに十一月の縁日が重んじられた。弁財天は巳の日を縁日とし、正月初巳の縁日が知られている。(後略)

19

しゅうほう：キョウ「修法」名(「しゅう」は「修」の具音、仏語。密教で、国家または個人のために、災をはらって福を祈り、あるいは怨敵降伏などのために行なう加持祈禱の作法。壇に本尊を安置し、護摩(ごま)をたき、手には印を結び、口には真言を唱え、心には仏菩薩を觀じて、行者と本尊との三密の一致を得ることによって、その目的の願ひとするものを達成しようとするもの。その目的によつて息災法、降伏法など各種の作法に分けられる。すほう。靈異記中、一五「第一に値ひたるを我が縁師とせむ。術法の状有らば、過ぎずして必ず請けよ。」宇津保・備前・備後、かかて源幸相、かの四十九壇のしゅうほうに加持したる香水

20 牛田町誌(二〇〇二年)

屋地のように古くから文人をはじめ、め多くの人々により、深く愛好されたことがよくわかります。

21

ぶねん「不念・無念」(名)(形動)気がないで残念なこと。考えが足りないこと。不注意なこと。またその事柄やそのさま。落度。過失。三國伝記一「一四不念の念を施して利劍の如し。」虎明本狂言末広「すあひるがりは、どこにもあるといふ事とひもいたさひで、不念な事をいたした。」歌舞伎三人吉三郎初買「四解「申して上げぬは、こちらの無念(ぶねん)。」②江戸時代の法律用語で、過失犯のうち重過失を意味する語。子見できたのにかかわらず不注意であつた場合に用いられ、軽過失を意味する不斗(ぶと)に対する語。禁合考後集第四卷三「寛保元年「怪我にて相果候もの相手御仕置之事」略吟味之上、不念之義於有之は、一等重く可申付事。」(寛道傳之) (同前書)

文久3年7月「広島城下絵図」其一『藩政時代広島城明細絵図』

18 21 『日本国語大辞典』(小学館) No. 2